【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長殿

 【提出日】
 2022年11月1日提出

 【発行者名】
 アセットマネジメントOne株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 菅野 暁

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】 酒井 隆

【電話番号】 03-6774-5100

【届出の対象とした募集(売出) 新成長中国株式ファンド 内国投資信託受益証券に係るファ

ンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出) 3兆円を上限とします。

内国投資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

新成長中国株式ファンド

愛称として「シャングリラ」という名称を用いることがあります。

(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- (イ)追加型株式投資信託(契約型)の受益権です。
- (ロ) 当初元本は1口当たり1円です。
- (ハ)アセットマネジメントOne株式会社(以下「委託者」または「委託会社」といいます。)の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

3兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

(イ)発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

(口)基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネットホームページ

http://www.am-one.co.jp/

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネットホームページ

http://www.am-one.co.jp/

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」 ¹または「償還前乗り換え」 ²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還 金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。
- 2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内に おいて、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受 益権を取得する場合をいいます。

(6)【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース(「分配金受取コース」)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(「分配金再投資コース」)の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入(積立)をすることができる場合があります。

詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネットホームページ

http://www.am-one.co.jp/

(7)【申込期間】

2022年11月2日から2023年5月1日までです。

申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所(販売会社)については、下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネットホームページ

http://www.am-one.co.jp/

(9)【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に委託者の指定する口座を経由して、三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンドの口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

(イ)申込証拠金

ありません。

(ロ)日本以外の地域における発行

ありません。

(八)振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に 記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信/海外/株式に属し、主として中国企業の株式に実質的に投資し、 投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

中国企業とは、中国本土、香港および台湾の企業とします。

委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。 委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型 | 国内 | 株 式 |
| | 海 外 | 不動産投信 |
| 追加型 | 内外 | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類の定義

| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産と |
|-------|---------------------------------------|
| | ともに運用されるファンドをいう。 |
| 海外 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に |
| | 海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 株式 | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に |
| | 株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|----------|----------|------------|--------------|
| 株式 | 年1回 | グローバル | |
| 一般 | | | |
| 大型株 | 年 2 回 | 日本 | ファミリーファンド |
| 中小型株 | | | |
| | 年4回 | 北米 | |
| 債券 | | | ファンド・オブ・ファンズ |
| 一般 | 年6回(隔月) | 区欠州 | |
| 公債 | | | |
| 社債 | 年12回(毎月) | アジア | |
| その他債券 | | | 為替ヘッジ |
| クレジット属性 | 日々 | オセアニア | |
| () | | | |
| | その他 () | 中南米 | |
| 不動産投信 | | | あり() |
| | | アフリカ | |
| その他資産 | | | |
| (投資信託証券 | | 中近東 (中東) | なし |
| (株式 一般)) | | | |
| | | エマージング | |
| 資産複合 | | | |
| () | | | |
| 資産配分固定型 | | | |
| 資産配分変更型 | | | |
| | | | |

属性区分の定義

| その他資産 | 投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式 一般に投資を行います。 |
|------------------------|------------------------------------|
| (投資信託証券 | |
| (株式 一般)) | |
| 年1回 | 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの |
| | をいう。 |
| アジア | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除 |
| | くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファミリーファンド | 目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファ |
| | ンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをい |
| | う。 |
| A替ヘッジなし ^(注) | 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載が |
| | あるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。 |

(注)属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産(株式)とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

b.ファンドの特色

- 中国株式マザーファンドおよび中国本土株式マザーファンド第2号(以下総称して「マザーファンド」という場合があります。)を主要投資対象とします。
 - ●当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。
 - ※詳しくは後述の「ファンドの仕組み」をご覧ください。
- 中国株式マザーファンドにおいて、香港証券取引所、上海証券取引所、深圳証券取引所に上場する中国企業の株式に主として投資します。
 - ●台湾証券取引所やシンガポール取引所、ニューヨーク証券取引所などに上場する中国企業の株式に投資することがあります。また、中国企業の預託証書および中国企業の株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資することがあります。
- 3 中国本土株式マザーファンド第2号において、中国の取引所に上場している人民元建ての株式(以下「中国A株」といいます。)、中国A株と投資成果が連動する債券および中国A株を主要投資対象とする投資信託証券に主として投資します。

中国経済の中長期的な成長の恩恵を受けると判断される銘柄を中心に投 資を行います。

●ボトムアップ・リサーチを主体とする分析を通じて銘柄の選定を行います。銘柄選定においては、主として以下のポイントに注目します。

都市部と農村部の格差解消

農村部や内陸部の発展により恩恵を受ける企業など

●産業構造の転換

新たなサービスを提供する企業、省エネルギー、環境保全に注力またはそれらに役立つ製品、 サービスを供給する企業など

●近隣諸国との交易・交流の拡大

近隣諸国とのビジネスや人的交流の拡大で恩恵を受ける企業など

※上記のポイントは2022年11月1日現在のものであり、今後の政治、経済、社会情勢や市場環境の変化などにより変更となる場合があります。



- ●株式(類似の投資成果が得られる債券、預託証書および投資信託証券を含みます。)の実質 組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。
- ※ただし、中国本土株式マザーファンド第2号において、現地市場が休場などの場合や市況動向によっては、一時的に株式の組入比率を引き下げる場合があります。
- ●外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※ファンドの資金動向、市況動向、中国の法令や制度の適用などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

■分配方針

原則として、年1回(毎年7月31日。休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの 全額とします。
- ◆分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(2)【ファンドの沿革】

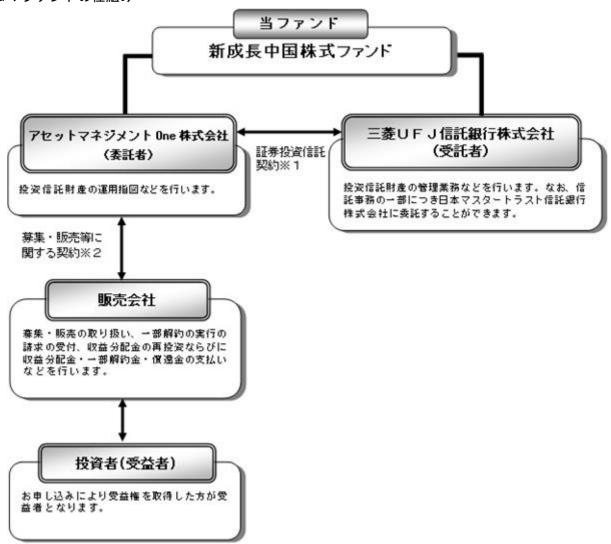
2007年11月30日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

2016年10月1日 ファンドの委託会社としての業務を新光投信株式会社からア

セットマネジメントOne株式会社に承継

(3)【ファンドの仕組み】

a.ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約(投資信託約款)」を締結しており、 委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収 益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い 等を規定しています。 当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド (当ファンド)としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資すること により、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファ ンドに反映されます。



※ベビーファンド(当ファンド)で中国企業の株式などを直接組み入れる場合があります。

b . 委託会社の概況

名称:アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所:東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円(2022年8月31日現在)

委託会社の沿革

| 1985年7月1日 | 会社設立 |
|------------|--------------------------------|
| 1998年3月31日 | 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 |
| 1998年12月1日 | 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可 |
| 1999年10月1日 | 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブ |
| | リュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社 |
| | と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社 |
| | とする。 |
| 2008年1月1日 | 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「DIA |
| | Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更 |

Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

2016年10月1日 DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式

会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部

門)が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2022年8月31日現在)

| 株主名 住所 所有株数 所有比率 |
|--------------------|
|--------------------|

| 株式会社みずほフィナンシャルグ ループ | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 | 28,000株 1 | 70.0% | 2 |
|------------------------|------------------------|--------------|-------|---|
| 第一生命ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区有楽町一丁目13番1 号 | 12,000株 | 30.0% | 2 |

- 1:A種種類株式(15,510株)を含みます。
- 2:普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a . 基本方針

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

b. 運用の方法

(イ)主要投資対象

中国株式マザーファンド受益証券および中国本土株式マザーファンド第2号受益証券(以下総称して「マザーファンド」といいます。)を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(口)投資態度

主としてマザーファンドへの投資を通じて、中国本土、香港および台湾の企業の上場株式 に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

株式 (本項において類似の投資成果が得られる債券、預託証書および投資信託証券を含みます。)の実質組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ファンドの資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの運用方針

中国株式マザーファンド

1.基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

中国本土、香港および台湾の企業(以下総称して「中国企業」といいます。)の上場株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

香港証券取引所、上海証券取引所および深セン証券取引所に上場する中国企業の株式に主として投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。その他、台湾証券取引所やシンガポール取引所、ニューヨーク証券取引所等に上場する中国企業の株式に投資することがあります。また、中国企業の預託証書および中国企業の株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資することがあります。

運用にあたっては、ボトムアップ・リサーチを主体とする分析を通じて、中国経済の中長期 的な成長の恩恵を受けると判断される銘柄を中心に投資を行います。

株式(本項において預託証書および投資信託証券を含みます。)の組入比率は、原則として 高位とすることを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ファンドの資金動向、市況動向、中国の法令や制度の適用等によっては、上記のような運用 ができない場合があります。

(3)投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

中国本土株式マザーファンド第2号

1.基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

中国の取引所に上場している人民元建ての株式(以下「中国A株」といいます。)、中国A株と投資成果が連動する債券および中国A株を主要投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

中国の取引所に上場している中国A株、中国A株と投資成果が連動する債券および中国A株を主要投資対象とする投資信託証券を主要投資対象として、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用にあたっては、ボトムアップ・リサーチを主体とする分析を通じて、中国経済の中長期 的な成長の恩恵を受けると判断される銘柄を中心に投資を行います。

株式(本項において類似の投資成果が得られる債券および投資信託証券を含みます。)の組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。ただし、現地市場が休場等の場合や市 況動向によっては、一時的に株式の組入比率を引き下げる場合があります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ファンドの資金動向、市況動向、中国の法令や制度の適用、その他投資対象証券の動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資 産総額の20%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

運用プロセス

中国株式マザーファンドおよび中国本土株式マザーファンド第2号は、以下のプロセスにより主として中国企業の株式に投資を行います。

投資テーマに沿って、成長性の高い株式に投資します。



運用プロセスは2022年8月31日現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

(2)【投資対象】

- a.投資の対象とする資産の種類
 - 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。)
 - 八. 金銭債権
 - 二.約束手形
 - 2.次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- b. 有価証券および金融商品の指図範囲等
- (イ)委託者は、信託金を、主として次の第1号から第2号に掲げるアセットマネジメントOne株式 会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるマ ザーファンドの受益証券ならびに第3号から第24号に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条

第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.証券投資信託 中国株式マザーファンド受益証券
- 2.証券投資信託 中国本土株式マザーファンド第2号受益証券
- 3. 株券または新株引受権証書
- 4.国債証券
- 5. 地方債証券
- 6 . 特別の法律により法人の発行する債券
- 7. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新 株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 8.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 9.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 10.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 11.特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 12. コマーシャル・ペーパー
- 13.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 14. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第3号から第13号までの証券または証書の性質を有するもの
- 15.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 16.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 18.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 19.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 22.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 23.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信 託の受益証券に表示されるべきもの
- 24.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第3号の証券または証書、第14号ならびに第19号の証券または証書のうち第3号の証券 または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第4号から第8号までの証券および第 14号ならびに第19号の証券または証書のうち第4号から第8号までの証券の性質を有するもの

を以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下 「投資信託証券」といいます。

- (ロ)委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品 取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4 . 手形割引市場において売買される手形
 - 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- (ハ)上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応 等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商 品により運用することの指図ができます。

c . 先物

- (イ)委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号 イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3 号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8 項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の 取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含める ものとします(以下同じ。)。
- (ロ)委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通 貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ)委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d . スワップ

- (イ)委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えない ものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限 りではありません。
- (ハ)スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

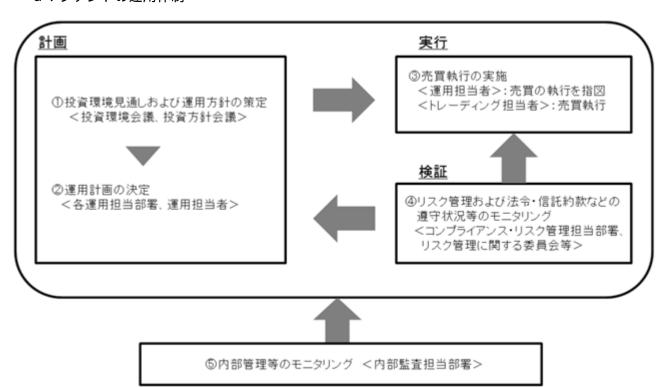
- (二)上記(八)において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (へ)委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたとき は、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。
- e . 金利先渡取引および為替先渡取引
- (イ)委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二)為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産にかかる保有外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ホ)上記(ハ)(二)においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替 先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの 投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの 投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総 額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利 商品および保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザー ファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファ

ンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の 時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- (へ)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもと に算出した価額で評価するものとします。
- (ト)委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが 必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(3)【運用体制】

a . ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最 良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(人数60~70人程度) は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等 のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、 法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(人数10~20人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c . 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用 担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファ ンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2022年8月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4)【分配方針】

- a.収益分配は年1回、原則として、7月31日(該当日が休業日の場合は翌営業日。)の決算時に 以下の方針に基づき収益の分配を行います。
 - 1.分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - 2.分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
 - 3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- b.投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1.配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるとき

は、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期 以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- c . 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- d.「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、 受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づ き、全額再投資されます。

(5)【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a . 株式への投資割合

株式への実質投資割合には制限を設けません。

b. 新株引受権証券等への投資割合

委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価 総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額 のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20 を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

c . 投資信託証券への投資割合

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- d.同一銘柄への投資割合
- (イ)委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ)委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (八)委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社 債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新 株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託 財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- e . 外貨建資産への投資割合
 - 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- f.投資する株式等の範囲
- (イ)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に 上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている 株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得す る株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で 目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図 することができるものとします。
- g.信用取引の指図範囲
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1.投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2.株式分割により取得する株券
 - 3.有償増資により取得する株券
 - 4.売出しにより取得する株券
 - 5.投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - 6.投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に 定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券
- h. 有価証券の貸し付けの指図および範囲
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公 社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。
 - 1.株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財 産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ)上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ)委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

- i . 公社債の空売りの指図範囲
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の 範囲内で行うものとします。
- (八)投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の売り付けにかかる公社債の時価総額 が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超え る額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- i . 公社債の借り入れ
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、 担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の 範囲内とします。
- (八)投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。
- k.特別の場合の外貨建有価証券への投資制限 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 1.外国為替予約の指図および範囲
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図することができます。
- (ロ)上記(イ)の予約取引の指図は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額(投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ)上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- m. 資金の借り入れ
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から 投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支 払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者へ の解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金 および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における 投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (八)収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からそ の翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は投資信託財産中から支払われます。
- n. 利害関係人等との取引等
- (イ)受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及 び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信 託財産と、受託者 (第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であっ て、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係 人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間 で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行う ことができます。
- (ロ)受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うこ とができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことが できるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様と
- (八)委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しな い場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金 融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいま す。)または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投 資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることがで き、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことがで きます。
- (二)上記(イ)(口)(八)の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3 項および同法第32条第3項の通知は行いません。
- o . デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合 理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

p.信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エク スポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率 は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えるこ ととなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となる よう調整を行うこととします。

法令に定める投資制限

a.同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信 託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権 の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもっ て取得することを受託者に指図しないものとします。

(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

3【投資リスク】

(1)ファンドのもつリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投 資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみ なさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではな く、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

a . カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

一般に有価証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因 によって影響を受けます。特に新興国市場は、先進国に比べ政治、経済、社会情勢などが不安 定であり、金融市場に相対的に大きな混乱が生じる場合があります。

その結果、当ファンドの基準価額が予想外に大きく下落したり、運用方針に沿った運用が困 難となる可能性があります。

b.株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の 変化、市場の需給関係などの影響を受けて下落するリスクをいいます。当ファンドは、マザー ファンドを通じてまたは直接株式に投資し、株式の実質組入比率を原則として高位に保ちます ので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般に株式市場が下落し た場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c.中国A株に関するリスク

中国の法令・制度等の変更は、基準価額に影響を与える要因となります。

- ・当ファンドが実質的に投資対象とする中国A株は、QFII(適格国外機関投資家)制度の影 響を受ける場合があります。例えば、中国の外貨収支残高状況などを理由とした政策変更など により、国外への送金規制や円と人民元の交換停止などの措置がとられる場合があり、中国A 株(中国A株と類似の投資成果が得られる債券などを含みます。)に関連する投資信託財産の 資金回収処理が予定通り行われない可能性があります。
- ・中国の証券関連の法令は近年制定されたものが多く、その解釈は必ずしも安定していません。 当ファンドが実質的に投資する中国A株(中国A株と類似の投資成果が得られる債券などを含 みます。)について所得税などの課税が行われることとなった場合には、当ファンドがこれを 実質的に負担する可能性があります。

d. 為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替変動により外貨建資産の円換算価格が変動するリスクをいいます。たとえば、投資対象 となる有価証券が現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合 には、当該外貨建資産の円換算価格は下落することがあります。その結果、当ファンドの基準 価額が下落する可能性があります。

e . 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となり ます。

公社債や短期金融商品の信用力の変化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、財政 難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなく なること(債務不履行)があります。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた 場合、通常、債券価格は下落します。

また、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産などに陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

f.流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落 要因となります。

有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。

当ファンドまたはマザーファンドにおいて特に流動性の低い有価証券などを売却する場合に は、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

g.他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド(ベビーファンド)において、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

- h.投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点
- (イ)当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング オフ)の適用はありません。
- (ロ)当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- (八)有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- (二)法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があり ます。
- (ホ)投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用 に切り替えることがあります。

- (へ)短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ト)証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。
- (チ)投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と 比べて下落することになります。

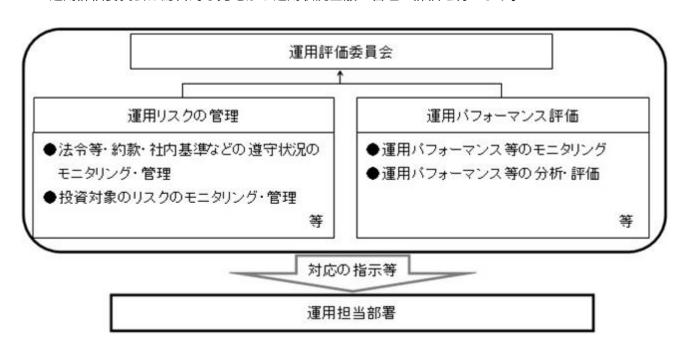
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2)リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理:運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価:運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会:上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、 運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



EDINET提出書類

アセットマネジメントOne株式会社(E10677)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

・流動性リスク管理:委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の 流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運 用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督 します。

リスク管理体制は2022年8月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

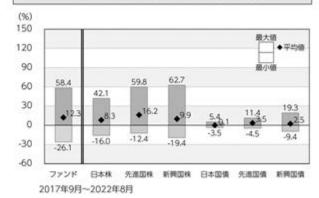
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドの分配金両投資基準価額は、契引前の分配金を再投資したものとみなして 計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年期騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年 間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落 率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



- *上記期間の各月末における直近1年間の開落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) | 「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網難し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ペンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。 |
|------|--|--|
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ペース) | [MSCIコクサイ・インデックス]は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式財価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・ インデックス (配当込み、円ベース) | 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他し切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI回債 | 「NOMURA-BPI開債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付開債の市場全体の動向を 表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社 に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するもので はなく、ファンドの連用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ペース) | 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ ディバーシファイド(円ペース) | [JPモルガンGBI-EMグローバル・ディパーシファイド」は、JP・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー が公表している新興国の現地通資建ての国債で構成されている等価総額加重平均指数です。同指数に 関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJP・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属 します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 |

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネットホームページ

http://www.am-one.co.jp/

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」 1または「償還前乗り換え」 2によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還 金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。
- 2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内に おいて、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受 益権を取得する場合をいいます。

(2)【換金(解約)手数料】

a . 解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

b . 信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

(3)【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.76%(税抜1.6%)

信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率

運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の 6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託報酬にかかる消費税等に相当する金額 とともにファンドから支払われます。

| 支払先 | 内訳(税抜) | 主な役務 |
|-----|--------|------|
| | | |

| まご 合計 | 年率0.75% | 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基 |
|--------------|---------|------------------------|
| 委託会社 | 十举0.75% | 準価額の算出等の対価 |
| 販売会社 | 年率0.75% | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の |
| | | 送付、口座内でのファンドの管理等の対価 |
| 平≒∠分 | 年率0.10% | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図 |
| 受託会社 | | の実行等の対価 |

(4)【その他の手数料等】

- a.投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人に支払うファンドの監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息 (以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b.投資信託財産にかかる監査報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間 の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税 等に相当する金額とともに投資信託財産中から支払われます。
- c.証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および資産を外国で保管する場合の費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。
- d.「その他の手数料等」については、定率でないもの、定時に見直されるもの、売買条件などに 応じて異なるものなどがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。 手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税 15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用なし)のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益(譲渡益) については、譲渡所得として、20.315%(所得税 15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)を利用する場合、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。)および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約(換金)時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募株式投資信託および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)など。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額(配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います(確定申告不要)。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称: ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合

NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2022年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を 行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コー

スで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があり ます。

収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。)

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または 当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2022年8月31日現在

| 資産の種類 | | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------|------------------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | | 2,802,816,398 | 99.32 |
| | 内 日本 | 2,802,816,398 | 99.32 |
| コール・ローン、その他の資 | 資産(負債控除後) | 19,326,087 | 0.68 |
| 純資産総額 | | 2,822,142,485 | 100.00 |

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

中国株式マザーファンド

2022年8月31日現在

| 資 | 産の種類 | 時価合計 (円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|---------------|---------------|---------|
| 株式 | | 1,296,124,006 | 95.84 |
| | 内 ケイマン諸島 | 788,734,537 | 58.32 |
| | 内 中国 | 254,156,837 | 18.79 |
| | 内 香港 | 222,231,231 | 16.43 |
| 内 台湾 | | 20,325,931 | 1.50 |
| | 内 イギリス領バージン諸島 | 10,675,470 | 0.79 |
| 投資証券 | | 18,975,670 | 1.40 |
| | 内 香港 | 18,975,670 | 1.40 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 37,323,609 | 2.76 |
| 純資産総額 | | 1,352,423,285 | 100.00 |

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

中国本土株式マザーファンド第2号

2022年8月31日現在

| 資 | 産の種類 | 時価合計 (円) | 投資比率(%) |
|---------------|---------------|---------------|---------|
| 株式 | | 1,386,522,988 | 95.60 |
| 内中国 | | 1,379,114,898 | 95.09 |
| | 内 ケイマン諸島 | | 0.51 |
| コール・ローン、その他の資 | 資産(負債控除後) | 63,875,441 | 4.40 |
| 純資産総額 | | 1,450,398,429 | 100.00 |

- (注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2)資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2022年8月31日現在

| 順 | | | | 簿価単価 | 評価単価 | 利率 | 投資 |
|------|--------------|-----|-------------|---------------|---------------|-----|-------|
| 位 | | 種類 | 数量 | 簿価金額 | 評価金額 | (%) | 比率 |
| 1111 | 発行体の国/地域 | | | (円) | (円) | 償還日 | (%) |
| | 中国本土株式マザーファン | 親投資 | | 4.6162 | 4.5775 | | |
| 1 | ド第2号 | 信託受 | 316,850,808 | 4.0102 | 4.5775 | - | 51.39 |
| | 日本 | 益証券 | | 1,462,678,384 | 1,450,384,573 | - | |

| | 中国株式マザーファンド | 親投資 | | 1.1909 | 1.2263 | - | | |
|---|-------------------|-----|---------------|---------------|---------------|---|-------|--|
| 2 | | 信託受 | 1,102,855,603 | | | | 47.92 | |
| | 日本 | 益証券 | | 1,313,501,023 | 1,352,431,825 | - | | |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2022年8月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.32 |
| 合計 | 99.32 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

(参考)

中国株式マザーファンド

2022年8月31日現在

| 順位 銘柄名 | | | | | | | | |
|---|-----|----------------------------|------------|--------|-------------|-------------|-----|------|
| 位 発行体の国/地域 業種 数量 海伽金額 (円) (円) 償還日 (%) 比率 (7) (円) (環還日 (%) 1 に率 (7) (円) (円) (環還日 (%) (%) 1 に率 (7) (円) (円) (円) (環還日 (%) (%) 1 に率 (7) (円) (円) (円) (円) (環還日 (%) (%) 1 に率 (7) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円 | 順 | 约标 夕 | 括 粘 | | 簿価単価 | 評価単価 | 利率 | 投資 |
| TENCENT HOLDINGS LTD 株式 インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス | | | | 数量 | 簿価金額 | 評価金額 | (%) | 比率 |
| 1 | JIV | 光1]体0/国/地域 | 未但 | | (円) | (円) | 償還日 | (%) |
| 1 | | TENCENT HOLDINGS LTD | 株式 | | 5,411.13 | 5,714.77 | - | |
| 1 ケイマン諸島 ブ・メディアおよびサービス 113,092,782 119,438,818 - 8.83 2 ALIBABA GROUP HOLDING LTD だスインターネット販売・通信販売 株式インターネット販売・通信販売 1,640.76 1,681.23 - 6.54 3 MEITUAN 株式インターネット販売・通信販売 3,103.09 3,267.10 - 6.06 4 AIA GROUP LTD | | | インタラ | | | | | |
| ### ALIBABA GROUP HOLDING LTD ### | | | クティ | | | | | |
| ALIBABA GROUP HOLDING LTD 株式 インター ネット版 売・通信 販売 25,100 アイマン諸島 デ・通信 販売 25,100 ア7,887,650 82,004,210 - 6.06 番港 資本市場 8,600 6,339.94 5,587.62 - 3.55 番港 10,411 インター ネット版 元・通信 販売 54,523,484 48,053,566 - インター ネット版 元・通信 販売 54,523,484 48,053,566 - インター ネット版 元・通信 販売 55,800 77,887,850 82,004,210 - 5.57 番港 資本市場 8,600 6,339.94 5,587.62 - 3.55 番港 資本市場 10,411 インター ネット版 元・通信 販売 54,523,484 48,053,566 - 3.36 | 1 | ケノフハギ自 | ブ・メ | 20,900 | 112 002 702 | 110 120 010 | | 8.83 |
| E | | ソイマノ油局 | ディアお | | 113,092,782 | 119,438,818 | - | |
| ALIBABA GROUP HOLDING LTD 株式 インター ネット版 売・通信 販売 1,640.76 1,681.23 - MEITUAN 株式 インター ネット版 売・通信 販売 ・通信 販売・通信 販売・3.55 1,395.14 1,350.10 - 4 HONG KONG EXCHANGES &CLEAR 存職 資本市場 株式 インター ネット販 資本市場 リカーのののでは、「大きののでは、「大きののでは、「大きののでは、」」、「大きののでは、」、「大きののでは、」、「大きののでは、」、「大きののでは、、」、「大きののでは、」、「大きののでは、」、「大きののでは、」、「大きののでは、、」、「大きののでは、、」、「大きののでは、、」、「大きののでは、、」、「大きののでは、、」、「大きののでは、、、「大きののでは、、、「大きののでは、、、「大きののでは、、、「大きののでは、、、「大きののでは、、、「大きののでは、、、「大きののでは、、、、「大きののでは、、、、「大きののでは、、、「大きののでは、、、「大きののでは、、、、、「大きののでは、、、、、、「大きののでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | | | よびサー | | | | | |
| 2 ケイマン諸島 インターネット販売・通信販売 52,596 86,297,448 88,426,078 - 6.54 3 MEITUAN 株式インターネット販売・通信販売 3,103.09 3,267.10 - 6.06 4 AIA GROUP LTD 振式保険 売・通信販売 55,800 1,395.14 1,350.10 75,335,970 75,335,970 75,335,970 75,335,970 77,848,812 77,848,812 77,848,812 77, | | | ビス | | | | | |
| 2 ケイマン諸島 ネット販売・通信販売 52,596 86,297,448 88,426,078 - 6.54 MEITUAN 株式 インターネット販売・通信販売 25,100 77,887,650 82,004,210 - 6.06 4 AIA GROUP LTD 株式 保険 売・通信販売 55,800 1,395.14 77,848,812 75,335,970 - 5.57 5 HONG KONG EXCHANGES &CLEAR 香港 資本市場 株式 資本市場 48,600 54,523,484 48,053,566 - 3.55 JD.COM INC 株式 インターネット販売・通信販売 42,986,061 45,412,990 - 3.36 7 BYD CO LTD 株式 9,000 4,997.11 4,644.58 - 3.09 | | ALIBABA GROUP HOLDING LTD | 株式 | | 1,640.76 | 1,681.23 | - | |
| #式 | | | インター | | | | | |
| #式 | 2 | ケノフハギ自 | ネット販 | 52,596 | 00 007 440 | 00 400 070 | | 6.54 |
| #式 インター ネット版 元・通信 版売 25,100 77,887,650 82,004,210 - 6.06 | | ケイマン語島 | 売・通信 | | 86,297,448 | 88,426,078 | - | |
| 3 ケイマン諸島 インター ネット販売・通信販売 25,100 77,887,650 82,004,210 - 6.06 4 AIA GROUP LTD | | | 販売 | | | | | |
| 3 ケイマン諸島 ネット販売・通信販売 25,100 77,887,650 82,004,210 - 6.06 4 AIA GROUP LTD 株式 保険 55,800 1,395.14 1,350.10 - 5.57 5 HONG KONG EXCHANGES &CLEAR 存港 資本市場 株式 資本市場 8,600 6,339.94 5,587.62 - 3.55 JD.COM INC 株式 インターネット販売・通信販売 10,411 4,128.90 4,362.01 - 3.36 7 BYD CO LTD 株式 9,000 4,997.11 4,644.58 - 3.09 | | MEITUAN | 株式 | | 3,103.09 | 3,267.10 | - | |
| 4 AIA GROUP LTD 株式 55,800 1,395.14 1,350.10 - 5 香港 保険 55,800 1,395.14 1,350.10 - 5 香港 保険 77,848,812 75,335,970 - 5 香港 資本市場 8,600 6,339.94 5,587.62 - 5 香港 資本市場 54,523,484 48,053,566 - 3 3.55 5 インター インター インター ネット販 10,411 42,986,061 45,412,990 - ボ・通信 販売 7 BYD CO LTD 株式 9,000 4,997.11 4,644.58 - | | | インター | | | | | |
| 元・通信 販売 4 AIA GROUP LTD 株式 55,800 1,395.14 1,350.10 - 5.57 香港 保険 55,800 77,848,812 75,335,970 - 5.57 HONG KONG EXCHANGES &CLEAR 株式 資本市場 8,600 54,523,484 48,053,566 - 3.55 | 3 | ケノフハギ自 | ネット販 | 25,100 | 77 007 650 | 02 004 240 | | 6.06 |
| 4 AIA GROUP LTD 株式 保険 55,800 1,395.14 77,848,812 75,335,970 - 1,350.10 75,335,970 - - 5.57 5 HONG KONG EXCHANGES &CLEAR 香港 資本市場 資本市場 3.55 株式 インターネット販売・通信販売 4,128.90 4,362.01 - 4362.01 - - 6 サイマン諸島 販売 株式 9,000 4,997.11 4,644.58 - 3.36 | | ソイマノ祖局 | 売・通信 | | 77,007,000 | 62,004,210 | - | |
| 4 | | | 販売 | | | | | |
| Total Process of the content of | 4 | AIA GROUP LTD | 株式 | FF 900 | 1,395.14 | 1,350.10 | - | F |
| 5 香港 資本市場 8,600 54,523,484 48,053,566 - JD.COM INC 株式 4,128.90 4,362.01 - インターネット版売・通信販売 10,411 42,986,061 45,412,990 - 7 BYD CO LTD 株式 9,000 4,997.11 4,644.58 - 3.36 | 4 | 香港 | 保険 | 55,600 | 77,848,812 | 75,335,970 | - | 5.57 |
| 香港 資本市場 54,523,484 48,053,566 - 1 10,411 4,4128.90 4,362.01 - インター ネット販 売・通信 販売 42,986,061 45,412,990 - 3.36 10,411 4,644.58 - 3.09 | _ | HONG KONG EXCHANGES &CLEAR | 株式 | 0.000 | 6,339.94 | 5,587.62 | - | 2 55 |
| 6 ケイマン諸島 インターネット販売・通信販売 10,411 42,986,061 45,412,990 - 7 BYD CO LTD 株式 9,000 4,997.11 4,644.58 - 3.36 | 5 | 香港 | 資本市場 | 8,600 | 54,523,484 | 48,053,566 | - | 3.55 |
| 6 ケイマン諸島 売・通信 販売 10,411 42,986,061 45,412,990 - 3.36 7 BYD CO LTD 株式 9,000 4,997.11 4,644.58 - 3.09 | | JD.COM INC | 株式 | | 4,128.90 | 4,362.01 | - | |
| サイマン諸島 売・通信 42,986,061 45,412,990 - 東売 BYD CO LTD 株式 9,000 4,997.11 4,644.58 - 3,09 | | | インター | | | | | |
| 売・通信 販売 BYD CO LTD 株式 9,000 4,997.11 4,644.58 - 3,09 | 6 | ケノフト・芸白 | ネット販 | 10,411 | 40,000,004 | 45 440 000 | | 3.36 |
| 7 BYD CO LTD 株式 9,000 4,997.11 4,644.58 - | | クイマン語島 | 売・通信 | | 42,986,061 | 45,412,990 | - | |
| 7 9 000 1 3 09 | | | 販売 | | | | | |
| (| _ | BYD CO LTD | 株式 | 0.000 | 4,997.11 | 4,644.58 | - | 0.00 |
| | ' | 中国 | 自動車 | 9,000 | 44,974,022 | 41,801,220 | - | 3.09 |

| | | | | | 1月1四日 | 証券届出書(阝 | <u> 国投資信</u> |
|----|---|---------------------------|---------|---------------------|---------------------|---------|----------------|
| | LI NING CO LTD | 株式 | | 1,123.17 | 1,223.83 | - | |
| 8 | ケイマン諸島 | 繊維・ア パレル・ 贅沢品 | 32,000 | 35,941,632 | 39,162,816 | - | 2.90 |
| 9 | CHINA RESOURCES BEER HOLDINGS | 株式 | 40,000 | 957.17 | 965.11 | - | 2.85 |
| | 香港 | 飲料 | | 38,286,880 | 38,604,760 | - | |
| 10 | CHINA MENGNIU DAIRY CO | 株式 | 55,000 | 642.82 | 626.04 | - | 2.55 |
| | ケイマン諸島 | 食品 | | 35,355,320 | 34,432,585 | - | |
| 11 | PINDUODUO INC ADR | 株式 インター ネット販 | 3,201 | 6,794.25 | 9,218.89 | - | 2.18 |
| | ケイマン諸島 | 売・通信 販売 | | 21,748,414 | 29,509,682 | - | |
| 12 | NETEASE INC | 株式 | 11,900 | 2,557.14 | 2,461.80 | - | 2.17 |
| | ケイマン諸島 CHINA SHENHUA ENERGY CO | 娯楽 | | 30,430,039 | 29,295,467 | - | |
| 13 | LTD | 株式石油・ガ | 63,000 | 391.16 | 442.38 | - | 2.06 |
| 13 | 中国 | ス・消耗燃料 | 03,000 | 24,643,647 | 27,870,129 | - | 2.00 |
| 14 | CHINA STATE CONSTRUCTION INT HOLDINGS LTD | 株式 | 170,000 | 143.92 | 161.76 | - | 2.03 |
| | ケイマン諸島 | 建設・土木 | 170,000 | 24,467,930 | 27,500,152 | - | 2.00 |
| | GANFENG LITHIUM CO LTD | 株式 | | 1,252.97 | 1,275.05 | - | |
| 15 | 中国 | 金属・鉱 業 | 20,040 | 25,109,659 | 25,552,042 | - | 1.89 |
| 16 | BOC HONG KONG HOLDINGS LTD | 株式 | 52,500 | 500.66 | 481.23 | - | 1.87 |
| | 香港 | 銀行 | · | 26,284,702 | 25,264,837 | - | |
| 17 | SINO BIOPHARMACEUTICAL ケイマン諸島 | 株式 医薬品 | 325,250 | 80.17 26,077,374 | 72.22 23,492,612 | _ | 1.74 |
| | WUXI APPTEC CO LTD | 株式ライフサ | | 1,677.70 | 1,541.71 | - | |
| 18 | 中国 | イエン ス・ツー ル/サー ビス | 15,180 | 25,467,486 | 23,403,279 | - | 1.73 |
| 19 | PING AN INSURANCE GROUP CO-H | 株式 | 28,500 | 815.89 | 811.47 | - | 1.71 |
| | 中国 | 保険 | | 23,252,922 | 23,127,094 | - | |
| 00 | WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC | 株式 ライフサ イエン | 40,000 | 1,316.55 | 1,234.43 | - | 4.64 |
| 20 | ケイマン諸島 | ス・ツー ル/サー ビス | 18,000 | 23,697,954 | 22,219,812 | - | 1.64 |

<u>有価証券届出書(内国投資信</u>託受益証券)

| | | | | | 有伽語 | 証券届出書(戸 | 9国投資信 |
|----|----------------------------|----------|---------|------------|------------|---------|-------|
| | BAIDU INC | 株式 | | 2,339.95 | 2,583.65 | - | |
| | | インタラ | | | | | |
| | | クティ | | | | | |
| 21 | ケイマン諸島 | ブ・メ | 8,600 | 20,123,570 | 22,219,458 | | 1.64 |
| | ソイマノ祖島 | ディアお | | 20,123,570 | 22,219,400 | - | |
| | | よびサー | | | | | |
| | | ビス | | | | | |
| | GCL POLY ENERGY HOLDINGS | 株式 | | 60.57 | 52.80 | _ | |
| | LTD | 1/1/10 | | 00.57 | 32.00 | _ | |
| 22 | | 半導体・ | 415,000 | | | | 1.62 |
| | ケイマン諸島 | 半導体製 | | 25,138,127 | 21,913,411 | - | |
| | | 造装置 | | | | | |
| 23 | ENN ENERGY HOLDINGS LTD | 株式 | 10,300 | 2,258.71 | 1,997.34 | - | 1.52 |
| | ケイマン諸島 | ガス | 10,000 | 23,264,754 | 20,572,663 | - | 1.02 |
| | CHINA MERCHANTS BANK CO | 株式 | | 748.78 | 703.75 | _ | |
| 24 | LTD | | 29,000 | 7 10.70 | 700.70 | | 1.51 |
| | 中国 | 銀行 | | 21,714,736 | 20,408,779 | - | |
| | TAIWAN SEMICONDUCTOR | 株式 | | 2,317.62 | 2,258.43 | - | |
| 25 | | 半導体・ | 9,000 | | | | 1.50 |
| | 台湾 | 半導体製 | 3,000 | 20,858,667 | 20,325,931 | - | 1.00 |
| | | 造装置 | | | | | |
| 26 | TECHTRONIC INDUSTRIES CO | 株式 | 12,000 | 1,537.30 | 1,678.58 | - | 1.49 |
| | 香港 | 機械 | 12,000 | 18,447,636 | 20,142,996 | - | 1.10 |
| | LINK REIT | 投資証 | | 1,160.26 | 1,084.32 | _ | |
| 27 | | 券 | 17,500 | 1,100.20 | 1,001.02 | | 1.40 |
| | 香港 | - | | 20,304,585 | 18,975,670 | - | |
| | PICC PROPERTY & CASUALTY - | 株式 | | 142.33 | 149.93 | _ | |
| 28 | Н | | 124,000 | | | | 1.37 |
| | 中国 | 保険 | | 17,650,110 | 18,591,741 | - | |
| 29 | LK TECHNOLOGY HOLDINGS LTD | 株式 | 90,000 | 233.89 | 203.09 | - | 1.35 |
| | ケイマン諸島 | 機械 | | 21,050,518 | 18,278,100 | - | |
| | TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS | 株式 | | 264.90 | 289.62 | _ | |
| | LTD | | | 201.00 | 200.02 | | |
| 30 | | ホテル・ | 61,600 | | | | 1.32 |
| | ケイマン諸島 | レストラ | 3.,550 | 16,317,840 | 17,840,838 | _ | |
| | ノー、ノー、ノーの | ン・レ | | .5,511,570 | ,510,000 | | |
| | | ジャー | | | | | |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2022年8月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 株式 | 95.84 |
| 投資証券 | 1.40 |
| 合計 | 97.24 |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2022年8月31日現在

| 業種 | 国内 / 外国 | 投資比率(%) |
|----------------|---------|---------|
| インターネット販売・通信販売 | 外国 | 18.14 |

| インタラクティブ・メディアおよびサービス | 11.48 |
|----------------------|-------|
| 保険 | 8.66 |
| 自動車 | 6.31 |
| 半導体・半導体製造装置 | 5.01 |
| 繊維・アパレル・贅沢品 | 3.57 |
| 不動産管理・開発 | 3.55 |
| 資本市場 | 3.55 |
| 銀行 | 3.38 |
| ライフサイエンス・ツール / サービス | 3.37 |
| 飲料 | 2.85 |
| 機械 | 2.84 |
| 石油・ガス・消耗燃料 | 2.80 |
| 独立系発電事業者・エネルギー販売業者 | 2.66 |
| ホテル・レストラン・レジャー | 2.59 |
| 食品 | 2.55 |
| 娯楽 | 2.17 |
| 建設・土木 | 2.03 |
| 金属・鉱業 | 1.89 |
| 医薬品 | 1.74 |
| ガス | 1.52 |
| 各種金融サービス | 1.14 |
| コンピュータ・周辺機器 | 1.11 |
| 建設資材 | 0.94 |
| 合計 | 95.84 |

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

中国本土株式マザーファンド第2号

2022年8月31日現在

| 順 | 銘柄名 | 種類 | | 簿価単価 | 評価単価 | 利率 | 投資 |
|------|---------------------------|----------|---------|-------------|-------------|-----|------|
| 位 | 新州石 発行体の国/地域 | 」 | 数量 | 簿価金額 | 評価金額 | (%) | 比率 |
| 1111 | 光1] 体0/国/ 地域 | 未性 | | (円) | (円) | 償還日 | (%) |
| 1 | KWEICHOW MOUTAI CO LTD | 株式 | 2 700 | 38,080.37 | 37,499.67 | - | 0.00 |
| 1 | 中国 | 飲料 | 2,700 | 102,817,012 | 101,249,111 | - | 6.98 |
| | LONGI GREEN ENERGY | 14-45 | | 4 000 07 | 4 050 04 | | |
| | TECHNOLOGY CO LTD | 株式 | | 1,233.27 | 1,058.81 | - | |
| 2 | | 半導体・ | 47,012 | | | | 3.43 |
| | 中国 | 半導体製 | | 57,978,862 | 49,776,975 | - | |
| | | 造装置 | | | | | |
| | CHINA TOURISM GROUP DUTY | 株式 | | 4,209.18 | 3,818.14 | | |
| 3 | FREE CORP LTD | 1/1/1/ | 10,800 | 4,209.10 | 3,010.14 | - | 2.84 |
| ٥ | 中国 | 専門小売 | 10,800 | 45,459,226 | 41,236,001 | _ | 2.04 |
| | 1 | IJ | | 43,439,220 | 41,230,001 | - | |
| | CHINA MERCHANTS BANK CO | 株式 | | 703.26 | 677.60 | _ | |
| 4 | LTD | 1/1/10 | 59,400 | 703.20 | 077.00 | _ | 2.78 |
| | 中国 | 銀行 | | 41,774,192 | 40,249,499 | - | |
| 5 | INDUSTRIAL BANK CO LTD | 株式 | 110,200 | 356.34 | 337.29 | - | 2.56 |
| J | 中国 | 銀行 | 110,200 | 39,269,454 | 37,170,074 | - | 2.50 |
| | EAST MONEY INFORMATION CO | 株式 | | 446.18 | 440.37 | _ | |
| 6 | LTD | 1/_\ | 83,967 | 440.10 | 440.37 | _ | 2.55 |
| | 中国 | 資本市場 | | 37,464,893 | 36,976,587 | - | |

| | | | | | 1月11日 | 业 | <u>孙国权具语</u> |
|----|--|--------------|---------|------------|------------|---|--------------|
| | JIANGXI GANFENG LITHIUM CO LTD | 株式 | | 1,786.94 | 1,816.02 | - | |
| 7 | | 金属・鉱 | 20,100 | | | | 2.52 |
| | 中国 | 業 | | 35,917,686 | 36,502,139 | - | |
| 8 | BYD CO LTD | 株式 | 5,800 | 6,424.27 | 6,233.56 | - | 2.49 |
| | 中国 CONTEMPORARY AMPEREX | 自動車 | | 37,260,796 | 36,154,696 | - | |
| 9 | TECHNOLOGY CO LTD | 株式 | 3,600 | 10,419.90 | 9,856.19 | - | 2.45 |
| | 中国 | 電気設備 | | 37,511,653 | 35,482,309 | - | |
| 40 | PING AN INSURANCE GROUP | 株式 | 40, 200 | 844.64 | 860.08 | - | 0.00 |
| 10 | CHINA 中国 | 保険 | 40,300 | 34,039,193 | 34,661,467 | - | 2.39 |
| | CHINA YANGTZE POWER CO | 株式 | | 478.87 | 466.84 | | |
| | LTD | | | 4/0.0/ | 400.04 | - | |
| 11 | | 独立系発電事業 | 74,100 | | | | 2.39 |
| | 中国 | 者・エネ | 71,100 | 35,484,474 | 34,592,905 | - | 2.00 |
| | | ルギー販 | | | | | |
| | LUZHOU LAOJIAO CO LTD | 売業者 株式 | | 4,455.84 | 4,535.05 | | |
| 12 | 中国 | 飲料 | 7,600 | 33,864,408 | 34,466,408 | - | 2.38 |
| | NINGBO ORIENT WIRES & | 株式 | | 1,604.06 | 1,563.15 | _ | |
| 13 | CABLES CO LTD | | 21,100 | | | | 2.27 |
| | 中国 INNER MONGOLIA YILI | 電気設備 | | 33,845,739 | 32,982,564 | - | |
| 14 | INDUSTRIAL | 株式 | 43,600 | 718.50 | 724.52 | - | 2.18 |
| | 中国 | 食品 | | 31,327,024 | 31,589,321 | - | |
| | AIER EYE HOSPITAL GROUP CO LTD | 株式 | | 609.41 | 574.52 | - | |
| | CO LIB | ヘルスケ | | | | | |
| | | ア・プロ | | | | | |
| 15 | | バイ ダー / へ | 54,711 | 00 044 005 | 04 400 040 | | 2.17 |
| | 中国 | ルスケ | | 33,341,965 | 31,432,949 | - | |
| | | ア・サー | | | | | |
| | WINT LEAD INTELLIGENE | ビス | | | | | |
| 16 | WUXI LEAD INTELLIGENT EQUIPMENT CO LTD | 株式 | 26,440 | 1,195.97 | 1,175.12 | - | 2.14 |
| | 中国 | 機械 | 20,440 | 31,621,679 | 31,070,262 | - | 2.17 |
| | YUNNAN ENERGY NEW | 株式 | | 4,291.00 | 3,886.32 | - | |
| 17 | MATERIAL CO LTD | | 7,600 | | | | 2.04 |
| | 中国 LUXSHARE PRECISION | 化学 | | 32,611,639 | 29,536,104 | - | |
| | INDUSTRY CO LTD | 株式 | | 680.80 | 758.61 | - | |
| 18 | | 電子装 | 37,768 | 05 740 044 | 00 054 404 | | 1.98 |
| | 中国 | 置・機器・部品 | | 25,712,814 | 28,651,421 | - | |
| | CITIC SECURITIES CO | | | 202.04 | 206.00 | | |
| 19 | LTD/CHINA | 株式 | 69,800 | 393.04 | 386.02 | - | 1.86 |
| | 中国 | 資本市場 | | 27,434,518 | 26,944,616 | - | |

| | | | | | 1月1四記 | 正券届出書(7 | 1国投資信 |
|----|--|----------------------------|---------|------------------------|------------------------|---------|-------|
| | CHINA SHENHUA ENERGY CO LTD | 株式 | | 563.49 | 612.02 | - | |
| 20 | 中国 | 石油・ガ ス・消耗 燃料 | 43,800 | 24,681,200 | 26,806,770 | - | 1.85 |
| | SHANGHAI JINJIANG INTERNATIONAL HOTELS CO LTD | 株式 | | 1,240.09 | 1,191.16 | - | |
| 21 | 中国 | ホテル・ レストラ ン・レ ジャー | 21,300 | 26,414,046 | 25,371,836 | - | 1.75 |
| 22 | SHENZHEN MINDRAY BIO- MEDICAL ELECTRONICS CO LTD | 株式 | 4,200 | 5,805.43 | 5,795.40 | - | 1.68 |
| | 中国 | ヘルスケ ア機器・ 用品 | , | 24,382,807 | 24,340,695 | - | |
| 23 | FOCUS MEDIA INFORMATION TECHNOLOGY CO LTD | 株式 | 192,800 | 118.51 | 117.31 | - | 1.56 |
| | 中国 | メディア | | 22,849,692 | 22,617,716 | - | |
| | PROYA COSMETICS CO LTD | 株式 | | 3,492.41 | 3,206.72 | - | |
| 24 | 中国 | パーソナル用品 | 7,040 | 24,586,622 | 22,575,331 | - | 1.56 |
| 25 | SUNGROW POWER SUPPLY CO | 株式 | 8,500 | 2,624.63 | 2,552.38 | - | 1.50 |
| | 中国 | 電気設備 | | 22,309,373 | 21,695,264 | - | |
| 26 | WUXI APPTEC CO LTD 中国 | 株式 ライフサ イエン ス・ツー | 12,240 | 1,872.97 22,925,253 | 1,751.65 21,440,266 | - | 1.48 |
| | | ル/サー ビス | | | | | |
| 27 | CENTRE TESTING INTERNATIONAL GROUP CO LTD | 株式 | 49,600 | 412.09 | 431.14 | - | 1.47 |
| | 中国 | 専門サー ビス | | 20,439,927 | 21,384,839 | - | |
| 28 | GUOTAI JUNAN SECURITIES CO LTD | 株式 | 72,300 | 289.77 | 294.38 | - | 1.47 |
| | 中国 | 資本市場 | | 20,950,384 | 21,283,850 | - | |
| | MIDEA GROUP CO LTD | 株式 | | 1,102.53 | 1,048.78 | - | |
| 29 | 中国 | 家庭用耐 久財 | 19,500 | 21,499,343 | 20,451,358 | - | 1.41 |
| | GLODON SOFTWARE CO LTD | 株式 | | 930.07 | 973.18 | - | |
| 30 | 中国 | ソフト ウェア | 20,400 | 18,973,469 | 19,853,007 | - | 1.37 |
| | | | | | | | |

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2022年8月31日現在

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

| 種類 | 投資比率(%) |
|----|---------|
| 株式 | 95.60 |
| 合計 | 95.60 |

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2022年8月31日現在

| 業種 | 国内 / 外国 | 投資比率(%) |
|---------------------------|---------|---------|
| 飲料 | 外国 | 9.36 |
| 電気設備 | | 9.25 |
| 銀行 | | 6.06 |
| 資本市場 | | 5.87 |
| 機械 | | 5.52 |
| 半導体・半導体製造装置 | | 5.24 |
| 金属・鉱業 | | 4.74 |
| 化学 | | 4.05 |
| 独立系発電事業者・エネルギー販売業者 | | 3.54 |
| ソフトウェア | | 3.08 |
| 食品 | | 3.08 |
| 専門小売り | | 2.84 |
| 石油・ガス・消耗燃料 | | 2.51 |
| 自動車 | | 2.49 |
| 保険 | | 2.39 |
| ヘルスケア・プロバイダー / ヘルスケア・サービス | | 2.17 |
| 電子装置・機器・部品 | | 1.98 |
| 建設・土木 | | 1.85 |
| ホテル・レストラン・レジャー | | 1.75 |
| ヘルスケア機器・用品 | | 1.68 |
| メディア | | 1.56 |
| パーソナル用品 | | 1.56 |
| ライフサイエンス・ツール / サービス | | 1.48 |
| 専門サービス | | 1.47 |
| 家庭用耐久財 | | 1.41 |
| 旅客航空輸送業 | | 1.26 |
| 自動車部品 | | 1.26 |
| 建設資材 | | 1.24 |
| 不動産管理・開発 | | 1.22 |
| 医薬品 | | 1.12 |
| 食品・生活必需品小売り | | 1.06 |
| 運送インフラ | | 0.90 |
| バイオテクノロジー | | 0.61 |
| 合計 | | 95.60 |

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

中国株式マザーファンド 該当事項はありません。 中国本土株式マザーファンド第2号 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

中国株式マザーファンド 該当事項はありません。

中国本土株式マザーファンド第2号 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

直近日(2022年8月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

| 直近日(2022年8月末)、同日 | 前1年以内における各月末 | 及び下記計算期間末におけ | る純資産の推移は次 | 欠の通りです。 |
|------------------|--------------|--------------|-----------|----------|
| | 純資産総額 | 純資産総額 | 1 口当たりの | 1口当たりの |
| | (分配落) | (分配付) | 純資産額 | 純資産額 |
| | (百万円) | (百万円) | (分配落)(円) | (分配付)(円) |
| 第6計算期間末 | 4,866 | 4,941 | 0.5224 | 0.5304 |
| (2013年 7月31日) | 4,000 | 4,941 | 0.5224 | 0.5504 |
| 第7計算期間末 | 4 404 | 4 567 | 0.6170 | 0.6270 |
| (2014年 7月31日) | 4,494 | 4,567 | 0.0170 | 0.0270 |
| 第8計算期間末 | 4.702 | 4 920 | 1 0005 | 1.0105 |
| (2015年 7月31日) | 4,792 | 4,839 | 1.0005 | 1.0105 |
| 第9計算期間末 | 2 020 | 2 020 | 0.7250 | 0.7259 |
| (2016年 8月 1日) | 2,829 | 2,829 | 0.7358 | 0.7358 |
| 第10計算期間末 | 2 206 | 2 206 | 0.0770 | 0.0770 |
| (2017年 7月31日) | 3,296 | 3,296 | 0.9770 | 0.9770 |
| 第11計算期間末 | 2 020 | 2 020 | 4 0000 | 1 0662 |
| (2018年 7月31日) | 3,029 | 3,029 | 1.0663 | 1.0663 |
| 第12計算期間末 | 2,706 | 2,706 | 1.0502 | 1.0502 |
| (2019年 7月31日) | 2,700 | 2,700 | 1.0302 | 1.0302 |
| 第13計算期間末 | 2,883 | 2,883 | 1.2948 | 1.2948 |
| (2020年7月31日) | 2,000 | 2,003 | 1.2340 | 1.2940 |
| 第14計算期間末 | 3,401 | 3,401 | 1.4606 | 1.4606 |
| (2021年8月2日) | 3,401 | 3,401 | 1.4000 | 1.4000 |
| 第15計算期間末 | 2,819 | 2,819 | 4 2204 | 1.3201 |
| (2022年8月1日) | 2,019 | 2,019 | 1.3201 | 1.3201 |
| 2021年8月末日 | 3,331 | - | 1.4370 | - |
| 9月末日 | 3,324 | - | 1.4560 | - |
| 10月末日 | 3,383 | - | 1.5203 | - |
| 11月末日 | 3,247 | - | 1.4673 | - |
| 12月末日 | 3,186 | - | 1.4480 | - |
| 2022年1月末日 | 3,048 | - | 1.3843 | - |
| 2月末日 | 2,994 | - | 1.3626 | - |
| 3月末日 | 2,907 | - | 1.3416 | - |
| 4月末日 | 2,695 | - | 1.2509 | - |

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

| 5月末日 | 2,755 | - | 1.2848 | - |
|------|-------|---|--------|---|
| 6月末日 | 3,166 | - | 1.4723 | - |
| 7月末日 | 2,908 | - | 1.3621 | - |
| 8月末日 | 2,822 | - | 1.3309 | - |

【分配の推移】

| | 1 口当たりの分配金(円) |
|---------|---------------|
| 第6計算期間 | 0.0080 |
| 第7計算期間 | 0.0100 |
| 第8計算期間 | 0.0100 |
| 第9計算期間 | 0.0000 |
| 第10計算期間 | 0.0000 |
| 第11計算期間 | 0.0000 |
| 第12計算期間 | 0.0000 |
| 第13計算期間 | 0.0000 |
| 第14計算期間 | 0.0000 |
| 第15計算期間 | 0.0000 |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|---------|--------|
| 第6計算期間 | 31.1 |
| 第7計算期間 | 20.0 |
| 第8計算期間 | 63.8 |
| 第9計算期間 | 26.5 |
| 第10計算期間 | 32.8 |
| 第11計算期間 | 9.1 |
| 第12計算期間 | 1.5 |
| 第13計算期間 | 23.3 |
| 第14計算期間 | 12.8 |
| 第15計算期間 | 9.6 |

⁽注)収益率は期間騰落率です。

(4)【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 |
|---------|---------------|---------------|
| 第6計算期間 | 241,310,353 | 3,793,274,317 |
| 第7計算期間 | 30,380,630 | 2,062,886,011 |
| 第8計算期間 | 1,991,070,451 | 4,485,135,636 |
| 第9計算期間 | 144,197,100 | 1,088,830,826 |
| 第10計算期間 | 83,712,952 | 554,766,261 |
| 第11計算期間 | 215,728,923 | 748,194,147 |
| 第12計算期間 | 88,750,137 | 352,618,012 |
| 第13計算期間 | 183,491,236 | 533,588,988 |
| 第14計算期間 | 700,101,686 | 598,360,220 |
| 第15計算期間 | 191,838,127 | 385,500,058 |

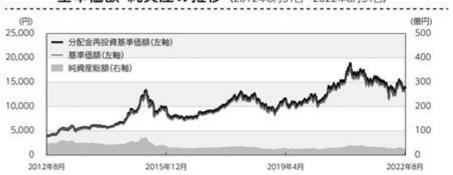
⁽注)本邦外における設定及び解約はありません。

参考情報

データの基準日:2022年8月31日

基準価額・純資産の推移 (2012年8月31日~2022年8月31日)

分配の推移(税引前)



| 2018年 7月 | 0円 |
|----------|--|
| 2019年 7月 | 0円 |
| 2020年 7月 | 0円 |
| 2021年 8月 | 0円 |
| 2022年 8月 | 0円 |
| 設定來累計 | 280円 |
| | Contract of the Contract of th |

※分配金は1万口当たりです。

- ※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
- ※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
- ※分配金両投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。 (設定日:2007年11月30日)

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

| 順位 | 銘柄名 | 比率(%) |
|----|------------------|-------|
| 1 | 中国本土株式マザーファンド第2号 | 51.39 |
| 2 | 中国株式マザーファンド | 47.92 |

■中国株式マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

組入上位10銘柄

| 資産の種類 比率 | | 比率(%) | 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 業種 | 比率(%) |
|-----------------------|--------------|--------|----|-------------------------------|----|--------|----------------------|-------|
| 株式 | | 95.84 | 1 | TENCENT HOLDINGS LTD | 株式 | ケイマン諸島 | インタラクティブ・メディアおよびサービス | 8.83 |
| | 内 ケイマン諸島 | 58.32 | 2 | ALIBABA GROUP HOLDING LTD | 株式 | ケイマン諸島 | インターネット販売・通信販売 | 6.54 |
| | 内 中国 | 18.79 | 3 | MEITUAN | 株式 | ケイマン諸島 | インターネット販売・通信販売 | 6.06 |
| | 内 香港 | 16.43 | 4 | AIA GROUP LTD | 株式 | 香港 | 保険 | 5.57 |
| | 内台湾 | 1.50 | 5 | HONG KONG EXCHANGES &CLEAR | 株式 | 香港 | 資本市場 | 3.55 |
| | 内イギリス領バージン協島 | 0.79 | 6 | JD.COM INC | 株式 | ケイマン諸島 | インターネット販売・通信販売 | 3.36 |
| 投資証券 | cho never | 1.40 | 7 | BYD CO LTD | 株式 | 中国 | 自動車 | 3.09 |
| | 内 香港 | 1.40 | 8 | LI NING CO LTD | 株式 | ケイマン諸島 | 繊維・アパレル・贅沢品 | 2.90 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 2.76 | 9 | CHINA RESOURCES BEER HOLDINGS | 株式 | 香港 | 飲料 | 2.85 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 | 10 | CHINA MENGNIU DAIRY CO | 株式 | ケイマン諸島 | 食品 | 2.55 |

株式組入上位5業種

| 順位 | 業種 | 比率(%) |
|----|----------------------|-------|
| 1 | インターネット販売・通信販売 | 18.14 |
| 2 | インタラクティブ・メディアおよびサービス | 11.48 |
| 3 | 保険 | 8.66 |
| 4 | 自動車 | 6.31 |
| 5 | 半導体·半導体製造装置 | 5.01 |

[○]掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

[○]委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

データの基準日:2022年8月31日

■中国本土株式マザーファンド第2号

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の勢価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

組入上位10銘柄

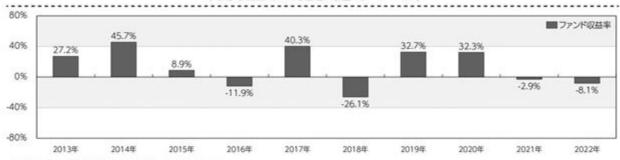
| | 比率(%) | |
|--------|----------|--------|
| 株式 | 95.60 | |
| | 内中国 | 95.09 |
| | 内 ケイマン諸島 | 0.51 |
| コール・ロー | 4.40 | |
| 合計(純) | 資産総額) | 100.00 |

| | 比率(%) | |
|-----------------------|----------|-------|
| 株式 | 95.60 | |
| | 内 中国 | 95.09 |
| | 内 ケイマン諸島 | 0.51 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 4.40 |
| 合計(純 | 100.00 | |

| 順位 | 業種 | 比率(%) |
|----|------|-------|
| 1 | 飲料 | 9.36 |
| 2 | 電気設備 | 9.25 |
| 3 | 銀行 | 6.06 |
| 4 | 資本市場 | 5.87 |
| 5 | 機械 | 5.52 |

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 業種 | 比率(%) |
|----|--|----|------|-------------|-------|
| 1 | KWEICHOW MOUTAI CO LTD | 株式 | 中国 | 飲料 | 6.98 |
| 2 | LONGI GREEN ENERGY TECHNOLOGY CO LTD | 株式 | 中国 | 半導体·半導体製造装置 | 3.43 |
| 3 | CHINA TOURISM GROUP DUTY FREE CORP LTD | 株式 | 中国 | 専門小売り | 2.84 |
| 4 | CHINA MERCHANTS BANK CO LTD | 株式 | 中国 | 銀行 | 2.78 |
| 5 | INDUSTRIAL BANK CO LTD | 株式 | 中国 | 銀行 | 2.56 |
| 6 | EAST MONEY INFORMATION CO LTD | 株式 | 中国 | 資本市場 | 2.55 |
| 7 | JIANGXI GANFENG LITHIUM CO LTD | 株式 | 中田 | 金属·鉱業 | 2.52 |
| 8 | BYD CO LTD | 株式 | 中国 | 自動車 | 2.49 |
| 9 | CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY CO LTD | 株式 | 中国 | 電気設備 | 2.45 |
| 10 | PING AN INSURANCE GROUP CHINA | 株式 | 中国 | 保険 | 2.39 |

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2022年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

楽当ファンドにはベンチマークはありません。

[○]掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

[○]委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(イ)取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

- (ロ)「分配金再投資コース」での取得申込者は、販売会社との間で「新成長中国株式ファンド自動 継続投資約款」(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約 (以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。
- (八)取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。
- (二)なお、以下のいずれかに該当する日には、取得申し込みの受付は行いません。

香港証券取引所の休業日

上海証券取引所の休業日

深セン証券取引所の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申し込みの受付を取り消すことができます。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申し込みに限ってこれを受け付けるものとします。

2【換金(解約)手続等】

- 一部解約(解約請求によるご解約)
- (イ) 受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が 定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

- (ロ)受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (八)委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または 記録が行われます。
- (二)一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
 - 一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税(法人の受益者の場合は所得税の み)に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせ ください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

基準価額につきましては、アセットマネジメントOne株式会社のインターネットホームページ (http://www.am-one.co.jp/)または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

- (ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から販売会社において受益者に支払われます。ただし、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。
- (へ)委託者は、以下のいずれかに該当する日には、上記(イ)による一部解約の実行の請求を受け 付けないものとします。

香港証券取引所の休業日

上海証券取引所の休業日

深セン証券取引所の休業日

- (ト)委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- (チ)上記(ト)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止 以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実 行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価 額の計算日(この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の 最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。)に一部解約の実行の請求 を受け付けたものとして、上記(二)の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

コールセンター 0120-104-694

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までです。)

インターネットホームページ

http://www.am-one.co.jp/

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

< 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

| | 日田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の |
|------------|--|
| 投資対象 | 評価方法 |
| マザーファンド | 14 第日の甘港価額 |
| 受益証券 | 計算日の基準価額 |
| 株式 | 計算日 における取引所の最終相場 |
| 外貨建資産の円換算 | 計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値 |
| 外国為替予約の円換算 | 計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値 |

外国で取引されているものについては、計算時に知りうる直近の日

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から2027年7月30日までとします。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年8月1日から翌年7月31日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

- a . 信託の終了 (投資信託契約の解約)
- (イ)委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託者は、上記(イ)の事項について、下記「c.書面決議の手続き」の規定にしたがいます。
- (八)委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたが い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (二)委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したと きは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「c.書面決議の手続き」の規定における書面決議が否決となる場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ホ)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者また は受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、ま たは裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b.投資信託約款の変更等」の規定に したがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b.投資信託約款の変更等

解任することはできないものとします。

- (イ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託者は、上記(イ)の事項(投資信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、下記「c.書面決議の手続き」の規定にしたがいます。
- (ハ)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記 (イ)および(ロ)の規定にしたがいます。

この投資信託約款は上記に定める以外の方法によって変更することができないものとしま す。

c . 書面決議の手続き

- (イ)委託者は、上記「a.信託の終了(投資信託契約の解約)」(イ)について、または「b. 投資信託約款の変更等」(イ)の事項のうち重大な約款の変更等について、書面による決議 (以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の 日ならびに投資信託契約の解約の理由または重大な約款の変更等の内容およびその理由などの 事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドにかかる知れている受益者に対し、 書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ロ)上記(イ)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託 の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項にお いて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。な お、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議につい て賛成するものとみなします。
- (ハ)上記(イ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当 たる多数をもって行います。
- (二)重大な約款の変更等における書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその 効力を生じます。
- (ホ)上記(イ)から(二)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約または重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドにかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(イ)から(ハ)までに規定する当ファンドの解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

- (へ)上記(イ)から(ホ)の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- d . 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託者が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

e . 運用報告書

委託者は、毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対し、販売 会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、下記「f.公告」に記載の委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

f . 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.am-one.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資 信託契約に関する事業を承継させることがあります。

- h . 信託事務処理の再信託
- (イ)受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀 行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に かかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- (ロ)上記(イ)における日本マスタートラスト信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
- i . 信託業務の委託等
- (イ)受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4.内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

- (ロ)受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に 掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および 委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものと します。
 - 1.投資信託財産の保存にかかる業務
 - 2.投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- j.他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容
- k.関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間 は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示の ないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a . 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会 社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b . 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その 権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権に

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ついては原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)か ら起算して5営業日までにお支払いを開始します。

c. 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

d. 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の 閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間(2021年8月3日から2022年8月1日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【新成長中国株式ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

| | | 第14期 2021年8月2日現在 | 第15期 2022年8月1日現在 |
|---------------|---|---------------------|---------------------|
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| コール・ローン | | 101,407,755 | 70,639,981 |
| 親投資信託受益証券 | | 3,350,893,079 | 2,776,179,407 |
| 流動資産合計 | | 3,452,300,834 | 2,846,819,388 |
| 資産合計 | | 3,452,300,834 | 2,846,819,388 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 未払解約金 | | 16,209,908 | 2,401,922 |
| 未払受託者報酬 | | 2,127,196 | 1,580,389 |
| 未払委託者報酬 | | 31,908,589 | 23,706,760 |
| その他未払費用 | | 67,973 | 50,482 |
| 流動負債合計 | | 50,313,666 | 27,739,553 |
| 負債合計 | | 50,313,666 | 27,739,553 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | | 2,329,128,920 | 2,135,466,989 |
| 剰余金 | | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金(|) | 1,072,858,248 | 683,612,846 |
| (分配準備積立金) | | 884,079,682 | 744,099,503 |
| 元本等合計 | | 3,401,987,168 | 2,819,079,835 |
| 純資産合計 | | 3,401,987,168 | 2,819,079,835 |
| 負債純資産合計 | | 3,452,300,834 | 2,846,819,388 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

| | | (112113) |
|---------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| | 第14期 自 2020年8月1日 至 2021年8月2日 | 第15期 自 2021年8月3日 至 2022年8月1日 |
| | | |
| 有価証券売買等損益 | 398,964,752 | 252,713,672 |
| 营業収益合計 一 | 398,964,752 | 252,713,672 |
| 宫業費用 三 | | |
| 支払利息 | 19,342 | 8,490 |
| 受託者報酬 | 3,897,811 | 3,423,276 |
| 委託者報酬 | 58,468,443 | 51,350,892 |
| その他費用 | 124,823 | 109,365 |
| 営業費用合計 | 62,510,419 | 54,892,023 |
| 営業利益又は営業損失() | 336,454,333 | 307,605,695 |
| 経常利益又は経常損失() | 336,454,333 | 307,605,695 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 336,454,333 | 307,605,695 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 | 127,788,871 | 15,111,746 |
| 約に伴う当期純損失金額の分配額() 期首剰余金又は期首欠損金() | 656,587,817 | 1,072,858,248 |
| 新自州ホ金×は新自入領金 () 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 405,811,592 | 80,653,130 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額 | 405,811,592 | 80,653,130 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 198,206,623 | 177,404,583 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | 198,206,623 | 177,404,583 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額 | - | - |
| 分配金 | | <u> </u> |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 1,072,858,248 | 683,612,846 |
| | | |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | 第15期 |
|--------------------|--------------------------------------|
| 項目 | 自 2021年8月3日 |
| | 至 2022年8月1日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 |
| | 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ |
| | たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| | |
| 2. その他財務諸表作成のための基礎 | 計算期間末日の取扱い |
| となる事項 | 当ファンドは、原則として毎年7月31日を計算期間の末日としております |
| | が、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2021年8月2日、当計算期間 |
| | 末日を2022年8月1日としております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | | 第14期 | 第15期 | |
|----|-----------|----------------|----------------|--|
| | | 2021年8月2日現在 | 2022年8月1日現在 | |
| 1. | 期首元本額 | 2,227,387,454円 | 2,329,128,920円 | |
| | 期中追加設定元本額 | 700,101,686円 | 191,838,127円 | |
| | 期中一部解約元本額 | 598,360,220円 | 385,500,058円 | |
| | | | | |
| 2. | 受益権の総数 | 2,329,128,920□ | 2,135,466,989□ | |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| | 第14期 | 第15期 |
|-----------------|-------------------------|------------------------|
| 項目 | 自 2020年8月1日 | 自 2021年8月3日 |
| - ^{現日} | 日 2020年0月1日 | 日 2021年0月3日 |
| | 至 2021年8月2日 | 至 2022年8月1日 |
| 1. 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配 | 計算期間末における費用控除後の配 |
| | 当等収益(35,712,985円)、費用控 | 当等収益(537,497円)、費用控除 |
| | 除後、繰越欠損金を補填した有価証 | 後、繰越欠損金を補填した有価証券 |
| | 券売買等損益(172,952,477円)、信 | 売買等損益(0円)、信託約款に規定 |
| | 託約款に規定される収益調整金 | される収益調整金(383,967,903円) |
| | (345,125,775円)及び分配準備積立 | 及び分配準備積立金 (743,562,006 |
| | 金(675,414,220円)より分配対象収 | 円)より分配対象収益は |
| | 益は1,229,205,457円(1万口当たり | 1,128,067,406円(1万口当たり |
| | 5,277.53円)でありますが、分配を | 5,282.53円)でありますが、分配を |
| | 行っておりません。 | 行っておりません。 |

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

| | 第14期 | 第15期 |
|-----------------|------------------|-------------|
| 項目 | 自 2020年8月1日 | 自 2021年8月3日 |
| | 至 2021年8月2日 | 至 2022年8月1日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、証券投資信託であ | 同左 |
| | り、信託約款に規定する「運用の基 | |
| | 本方針」に従い、有価証券等の金融 | |
| | 商品に対して投資として運用するこ | |
| | とを目的としております。 | |
| | | |

2. 金融商品の内容及び当該金融商品 当ファンドが保有する金融商品の種 同左 類は、有価証券、コール・ローン等 に係るリスク の金銭債権及び金銭債務でありま す。当ファンドが保有する有価証券 の詳細は「附属明細表」に記載して おります。これらは、市場リスク (価格変動リスク、為替変動リス ク、金利変動リスク)、信用リス ク、及び流動性リスクを有しており ます。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 運用担当部署から独立したコンプラ 運用担当部署から独立したコンプラ イアンス・リスク管理担当部署が、 イアンス・リスク管理担当部署が、 運用リスクを把握、管理し、その結 運用リスクを把握、管理し、その結 果に基づき運用担当部署へ対応の指 果に基づき運用担当部署へ対応の指 示等を行うことにより、適切な管理 示等を行うことにより、適切な管理 を行います。リスク管理に関する委 を行います。運用評価委員会等はこ 員会等はこれらの運用リスク管理状 れらの運用リスク管理状況の報告を 況の報告を受け、総合的な見地から 受け、総合的な見地から運用状況全 運用状況全般の管理を行います。 般の管理を行います。

2.金融商品の時価等に関する事項

| | 項目 | 第14期 | 第15期 |
|----|-----------------------------|--|--|
| | 块 口 | 2021年8月2日現在 | 2022年8月1日現在 |
| 1. | 貸借対照表計上額、時価及びその 差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、 貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。 | 同左 |
| 2. | 時価の算定方法 | (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価としております。 | 同左 |
| 3. | 金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 金融商品の時価の算定においては一 定の前提条件等を採用しているた め、異なる前提条件等によった場 合、当該価額が異なることもありま す。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| | 第14期 | 第15期 | |
|-----------|-------------|-------------|--|
| | 2021年8月2日現在 | 2022年8月1日現在 | |
| 種類 | 当期の | 当期の | |
| | 損益に含まれた | 損益に含まれた | |
| | 評価差額(円) | 評価差額(円) | |
| 親投資信託受益証券 | 374,158,761 | 255,503,373 | |
| 合計 | 374,158,761 | 255,503,373 | |

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

| | 第14期 | 第15期 | |
|--------------|-------------|-------------|--|
| | 2021年8月2日現在 | 2022年8月1日現在 | |
| 1口当たり純資産額 | 1.4606円 | 1.3201円 | |
| (1万口当たり純資産額) | (14,606円) | (13,201円) | |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

2022年8月1日現在

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----------|----------------|---------------|---------------|------|
| 1至人六 | 24113 | (円) | (円) | C mi |
| 親投資信託受益証券 | 中国株式マザーファンド | 1,102,855,603 | 1,313,501,023 | |
| | 中国本土株式マザーファンド第 | 316,850,808 | 1,462,678,384 | |
| | 2 号 | 310,000,000 | 1,402,070,304 | |
| 親投資信託受益証券 | 合計 | 1,419,706,411 | 2,776,179,407 | |
| 合計 | | | 2,776,179,407 | |

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「中国株式マザーファンド」受益証券及び「中国本土株式マザーファンド第2号」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

中国株式マザーファンド 貸借対照表

(単位:円)

| | (一位・ログ |
|-------------|---------------|
| | 2022年8月1日現在 |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 12,021,073 |
| コール・ローン | 6,556,224 |
| 株式 | 1,268,146,784 |
| 投資証券 | 19,465,268 |
| 未収配当金 | 7,352,444 |
| 流動資産合計 | 1,313,541,793 |
| 資産合計 | 1,313,541,793 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 流動負債合計 | - |
| 負債合計 | - |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 1,102,855,603 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金() | 210,686,190 |
| 元本等合計 | 1,313,541,793 |
| 純資産合計 | 1,313,541,793 |
| 負債純資産合計 | 1,313,541,793 |
| | |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| (主文な公司万里にかる事項に関する江山) | |
|----------------------|------------------------------------|
| 項目 | 自 2021年8月3日 |
| 77.1 | 至 2022年8月1日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 |
| | 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ |
| | たっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものにつ |
| | いては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気 |
| | 配相場に基づいて評価しております。 |
| | |
| | 投資証券 |
| | 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあ |
| | たっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものにつ |
| | いては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気 |
| | 配相場に基づいて評価しております。 |
| | |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 |
| | 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上 |
| | しております。 |
| | |
| 3. その他財務諸表作成のための基礎 | 外貨建取引等の処理基準 |
| となる事項 | 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に |
| | 換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令 |
| | 第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | 項目 | 2022年8月1日現在 |
|----|----------------------------------|----------------|
| 1. | 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元 | 1,162,935,064円 |
| | 本額 | |
| | 同期中追加設定元本額 | - 円 |
| | 同期中一部解約元本額 | 60,079,461円 |
| | 元本の内訳 | |
| | ファンド名 | |
| | 新成長中国株式ファンド | 1,102,855,603円 |
| | 計 | 1,102,855,603円 |
| | | |
| 2. | 受益権の総数 | 1,102,855,603□ |

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

| 項目 | | 自 2021年8月3日 |
|-----|-----------------|---|
| | 块口 | 至 2022年8月1日 |
| 1 . | 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方 |
| | | 針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目 |
| | | 的としております。 |
| | A - 1 1 | |
| 2. | 金融商品の内容及び当該金融商品 | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の |
| | に係るリスク | 金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細 |
| | | は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動 |
| | | リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リ |
| | | スクを有しております。 |
| | | |

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3. 金融商品に係るリスク管理体制

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2.金融商品の時価等に関する事項

| | * | |
|----|-----------------|-----------------------------------|
| | 項目 | 2022年8月1日現在 |
| 1. | 貸借対照表計上額、時価及びその | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸 |
| | 差額 | 借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| | | |
| 2. | 時価の算定方法 | (1)有価証券 |
| | | 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 |
| | | (2)デリバティブ取引 |
| | | 該当事項はありません。 |
| | | (3)上記以外の金融商品 |
| | | 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期 |
| | | 間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿 |
| | | 価額を時価としております。 |
| | | |
| 3. | 金融商品の時価等に関する事項に | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、 |
| | ついての補足説明 | 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 2022年8月1日現在 | |
|------|-------------|--|
| | 当期の | |
| | 損益に含まれた | |
| | 評価差額(円) | |
| 株式 | 354,274,001 | |
| 投資証券 | 2,547,965 | |
| 合計 | 356,821,966 | |

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

| | 2022年8月1日現在 |
|--------------|-------------|
| 1口当たり純資産額 | 1.1910円 |
| (1万口当たり純資産額) | (11,910円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

2022年8月1日現在

| 通貨 | | 株式数 | | 評価額 | 備考 |
|------------|-----------------|--------|--------|-------------|------|
| 世 貝 | 型有4代) | イオエレ女人 | 単価 | 金額 | '佣'与 |
| アメリカ・ドル | NIO INC ADR | 10,586 | 19.730 | 208,861.780 | |
| | LI AUTO INC ADR | 3,773 | 32.840 | 123,905.320 | |

| | PINDUODUO INC ADR | 3,201 | 49.010 | 156,881.010 | 田田自(四国汉英原 |
|-----------------|---|---------|---------|---------------|-----------|
| アメリカ・ドル | | 17,560 | 10.010 | 489,648.110 | |
| 77.373 170 | ·J ·H I | 17,000 | | (65,079,130) | |
| 子 洪 1911 | ANHUI CONCH CEMENT CO | 24.000 | 24 050 | | |
| 香港・ドル | LTD | 24,000 | 31.050 | 745,200.000 | |
| | CHINA RESOURCES LAND LTD | 30,000 | 32.750 | 982,500.000 | |
| | PETRO CHINA CO LTD | 240,000 | 3.650 | 876,000.000 | |
| | HONG KONG EXCHANGES | 8,600 | 359.000 | 3,087,400.000 | |
| | &CLEAR | 0,000 | 000.000 | 0,007,400.000 | |
| | ENN ENERGY HOLDINGS LTD | 13,300 | 127.900 | 1,701,070.000 | |
| | BOC HONG KONG HOLDINGS | 52,500 | 28.350 | 1,488,375.000 | |
| | LTD | · | | | |
| | BYD CO LTD | 7,000 | 285.600 | 1,999,200.000 | |
| | PICC PROPERTY & CASUALTY -H | 124,000 | 8.060 | 999,440.000 | |
| | SUN HUNG KAI PROPERTIES | 9,000 | 93.750 | 843,750.000 | |
| | TECHTRONIC INDUSTRIES CO | 16,500 | 87.050 | 1,436,325.000 | |
| | CHINA RESOURCES BEER HOLDINGS | 40,000 | 54.200 | 2,168,000.000 | |
| | SINO BIOPHARMACEUTICAL | 412,250 | 4.540 | 1,871,615.000 | |
| | CHINA MENGNIU DAIRY CO | 55,000 | 36.400 | 2,002,000.000 | |
| | TENCENT HOLDINGS LTD | 18,300 | 306.800 | 5,614,440.000 | |
| | PING AN INSURANCE GROUP CO-H | 28,500 | 46.200 | 1,316,700.000 | |
| | LI NING CO LTD | 32,000 | 63.600 | 2,035,200.000 | |
| | CHINA SHENHUA ENERGY CO | 63,000 | 22.150 | 1,395,450.000 | |
| | CHINA STATE CONSTRUCTION INT HOLDINGS LTD | 170,000 | 8.150 | 1,385,500.000 | |
| | BAIDU INC | 8,600 | 132.500 | 1,139,500.000 | |
| | SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP HOLDINGS LTD | 6,300 | 82.550 | 520,065.000 | |
| | CHINA MERCHANTS BANK CO | 38,000 | 42.400 | 1,611,200.000 | |
| | LK TECHNOLOGY HOLDINGS | 65,000 | 13.680 | 889,200.000 | |
| | SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD | 7,600 | 106.100 | 806,360.000 | |
| | GCL POLY ENERGY HOLDINGS LTD | 415,000 | 3.430 | 1,423,450.000 | |
| | AIA GROUP LTD | 61,200 | 79.000 | 4,834,800.000 | |
| | XINJIANG GOLDWIND SCIENCE & TECHNOLOGY CO | 105,600 | 14.000 | 1,478,400.000 | |
| | GREENTOWN SERVICE GROUP CO LTD | 86,000 | 7.010 | 602,860.000 | |
| | XIAOMI CORP | 75,000 | 12.340 | 925,500.000 | |
| | WUXI APPTEC CO LTD | 15,180 | 95.000 | 1,442,100.000 | |
| | MEITUAN | 24,900 | 176.300 | 4,389,870.000 | |

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

| | | | | 有1111 111 111 111 111 111 111 111 111 1 | 届出書(内国投貨信 |
|----------|------------------------------------|-----------|---------|---|-------------------|
| | TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD | 61,600 | 15.000 | 924,000.000 | |
| | XINYI ENERGY HOLDINGS LTD | 186,000 | 3.970 | 738,420.000 | |
| | CHINA MEIDONG AUTO HOLDINGS LTD | 28,000 | 19.020 | 532,560.000 | |
| | ALIBABA GROUP HOLDING LTD | 65,696 | 93.100 | 6,116,297.600 | |
| | JD.COM INC | 12,161 | 233.800 | 2,843,241.800 | |
| | KUAISHOU TECHNOLOGY | 11,300 | 79.000 | 892,700.000 | |
| | NETEASE INC | 9,800 | 144.700 | 1,418,060.000 | |
| | FLAT GLASS GROUP CO LTD | 24,000 | 28.500 | 684,000.000 | |
| | WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC | 18,000 | 74.550 | 1,341,900.000 | |
| | GANFENG LITHIUM CO LTD | 20,040 | 70.950 | 1,421,838.000 | |
| 香港・ドル 小計 | t | 2,688,927 | | 68,924,487.400 (1,166,891,572) | |
| 台湾・ドル | TAIWAN SEMICONDUCTOR | 9,000 | 509.000 | 4,581,000.000 | |
| | CHAILEASE HOLDING CO LTD | 16,852 | 211.500 | 3,564,198.000 | |
| 台湾・ドル 小計 | | 25,852 | | 8,145,198.000 | |
| | | | | (36,176,082) | |
| 合計 | | 2,732,339 | | 1,268,146,784 (1,268,146,784) | |

(2)株式以外の有価証券

2022年8月1日現在

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|--------|----------|-----------|------------|---------------|----|
| 投資証券 | 香港・ドル | LINK REIT | 17,500.000 | 1,149,750.000 | |
| | 香港・ドル 小計 | | 17,500.000 | 1,149,750.000 | |
| | | | | (19,465,268) | |
| 投資証券合計 | | 17,500 | 19,465,268 | | |
| | | | | (19,465,268) | |
| 合計 | | | 19,465,268 | | |
| | | | | (19,465,268) | |

(注)投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

- 1.各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 3 . 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | | 組入株式時価比率(%) | 組入 投資証券 時価比率 (%) | 有価証券の合計金額に 対する比率 (%) |
|---------|------|------|-------------|---------------------------|----------------------------|
| アメリカ・ドル | 株式 | 3銘柄 | 4.95 | - | 5.05 |
| 香港・ドル | 株式 | 40銘柄 | 88.84 | - | 92.14 |
| | 投資証券 | 1銘柄 | - | 1.48 | |
| 台湾・ドル | 株式 | 2銘柄 | 2.75 | - | 2.81 |

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

中国本土株式マザーファンド第2号 貸借対照表

(単位:円)

| | 2022年8月1日現在 |
|-------------|---------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 71,680,891 |
| コール・ローン | 1,023,558 |
| 株式 | 1,398,518,838 |
| 未収入金 | 15,060,268 |
| 流動資産合計 | 1,486,283,555 |
| 資産合計 | 1,486,283,555 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払金 | 23,607,492 |
| 流動負債合計 | 23,607,492 |
| 負債合計 | 23,607,492 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 316,850,808 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金() | 1,145,825,255 |
| 元本等合計 | 1,462,676,063 |
| 純資産合計 | 1,462,676,063 |
| 負債純資産合計 | 1,486,283,555 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | | 自 2021年8月3日 至 2022年8月1日 |
|----|----------------------|--|
| 1. | 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 |
| | | 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. | その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | 外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に 換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令 第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | 項目 | 2022年8月1日現在 |
|----|----------------------------------|--------------|
| 1. | 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元 | 367,406,627円 |
| | 本額 | |
| | 同期中追加設定元本額 | - 円 |
| | 同期中一部解約元本額 | 50,555,819円 |
| | 元本の内訳 | |
| | ファンド名 | |
| | 新成長中国株式ファンド | 316,850,808円 |
| | 計 | 316,850,808円 |
| | | |
| 2. | 受益権の総数 | 316,850,808□ |

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

| 1. | 項目金融商品に対する取組方針 | 自 2021年8月3日 至 2022年8月1日 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |
|----|-----------------------|---|
| 2. | 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の 金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細 は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動 リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リ スクを有しております。 |
| 3. | 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 |

2.金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 2022年8月1日現在 |
|----|-------------|
| | |

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1. 貸借対照表計上額、時価及びその 差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸 借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法 (1)有価証券

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。

(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。

(3)上記以外の金融商品

上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期 間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿

価額を時価としております。

金融商品の時価等に関する事項に

ついての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 2022年8月1日現在 |
|----|-------------|
| | 当期の |
| | 損益に含まれた |
| | 評価差額(円) |
| 株式 | 104,715,604 |
| 合計 | 104,715,604 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

| | 2022年8月1日現在 |
|--------------|-------------|
| 1口当たり純資産額 | 4.6163円 |
| (1万口当たり純資産額) | (46,163円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

2022年8月1日現在

| 通貨 | 銘柄 | +/± →+ */- | | 評価額 | 備考 | | |
|-----------|-------------------------|-------------|---------------|-------------------|-------------|-------------|--|
| 迪貝 | 並行作 分 | 作本工し安文 | 株式数 —— | 単価 | 金額 | 14875 | |
| 中国 . 二 | SHANGHAI INTERNATIONAL | 11,600 | 11,600 51.580 | E1 E90 | 598,328.000 | | |
| 中国・元 | AIRPORT CO LTD | | | 390,320.000 | | | |
| | ANGEL YEAST CO LTD | 22,100 | 44.410 | 981,461.000 | | | |
| | BAOSHAN IRON & STEEL CO | 129,100 | 5.670 | 731,997.000 | | | |
| | LTD | 129,100 | 29,100 3.070 | 731,997.000 | | | |
| | CHINA PETROLEUM & | 111,400 4.1 | 4 110 | 4.110 457,854.000 | | | |
| | CHEMICAL CORP | | 4.110 | | | | |
| | KWEICHOW MOUTAI CO LTD | 2,500 | 1,898.440 | 4,746,100.000 | | | |
| | HENGLI PETROCHEMICAL CO | 20. 740 | 20. 740 | 20.740 | 20.180 | 620,333.200 | |
| | LTD | 30,740 | 20.100 | 020,333.200 | | | |

| | | | 有恤 証 | 届出書(内国投資信 |
|----------------------------------|---------|----------|---------------|-----------|
| INNER MONGOLIA YILI | 43,600 | 35.830 | 1,562,188.000 | |
| INDUSTRIAL LUZHOU LAOJIAO CO LTD | 7 600 | 222.200 | 1 699 720 000 | |
| | 7,600 | 222.200 | 1,688,720.000 | |
| CHINA MERCHANTS BANK CO | 59,400 | 35.070 | 2,083,158.000 | |
| CITIC SECURITIES CO | | | | |
| LTD/CHINA | 69,800 | 19.600 | 1,368,080.000 | |
| HUNDSUN TECHNOLOGIES CO | | | | |
| LTD | 18,434 | 42.460 | 782,707.640 | |
| ZHANGZHOU PIENTZEHUANG | | | | |
| PHARMACEUTICAL CO LTD | 2,800 | 295.720 | 828,016.000 | |
| SANY HEAVY INDUSTRY CO | | | | |
| LTD | 42,100 | 17.040 | 717,384.000 | |
| NARI TECHNOLOGY CO LTD | 47,880 | 29.180 | 1,397,138.400 | |
| CHINA YANGTZE POWER CO | · | | | |
| LTD | 92,800 | 23.880 | 2,216,064.000 | |
| SHANGHAI JINJIANG | | | | |
| INTERNATIONAL HOTELS CO | 21,300 | 61.840 | 1,317,192.000 | |
| LTD | | | | |
| FOCUS MEDIA INFORMATION | 400,000 | 5.040 | 4 400 440 000 | |
| TECHNOLOGY CO LTD | 192,800 | 5.910 | 1,139,448.000 | |
| UNIGROUP GUOXIN | 0.000 | 040, 070 | 404 404 000 | |
| MICROELECTRONICS CO LTD | 2,200 | 210.970 | 464,134.000 | |
| POLY REAL ESTATE GROUP | F4 000 | 40,070 | 005 470 000 | |
| CO LTD | 51,900 | 16.670 | 865,173.000 | |
| INDUSTRIAL BANK CO LTD | 110,200 | 17.770 | 1,958,254.000 | |
| PING AN INSURANCE GROUP | 50,800 | 42 420 | 2 120 606 000 | |
| CHINA | 50,600 | 42.120 | 2,139,696.000 | |
| BANK OF NANJING CO LTD | 49,500 | 10.340 | 511,830.000 | |
| CHINA SHENHUA ENERGY CO | 43,800 | 28.100 | 1,230,780.000 | |
| LTD | +3,000 | 20.100 | 1,250,700.000 | |
| BEIJING ORIENTAL YUHONG | | | | |
| WATERPROOF TECHNOLOGY CO | 29,750 | 40.450 | 1,203,387.500 | |
| LTD | | | | |
| SHENZHEN INOVANCE | 14,900 | 66.120 | 985,188.000 | |
| TECHNOLOGY CO LTD | · | | | |
| GLODON SOFTWARE CO LTD | 20,400 | 46.380 | 946,152.000 | |
| CHINA STATE CONSTRUCTION | 161,000 | 5.040 | 811,440.000 | |
| ENGINEERING | , | | · | |
| JIANGXI GANFENG LITHIUM | 20,100 | 89.110 | 1,791,111.000 | |
| CO LTD | | | | |
| CHINA TOURISM GROUP DUTY | 10,800 | 209.900 | 2,266,920.000 | |
| FREE CORP LTD | F 000 | 000 000 | 4 050 000 000 | |
| BYD CO LTD | 5,800 | 320.360 | 1,858,088.000 | |
| EVE ENERGY CO LTD | 8,700 | 94.350 | 820,845.000 | |
| CENTRE TESTING | 64 000 | 20 550 | 4 240 240 202 | |
| INTERNATIONAL GROUP CO | 64,200 | 20.550 | 1,319,310.000 | |
| AIER EYE HOSPITAL GROUP | | | | |
| CO LTD | 64,211 | 30.390 | 1,951,372.290 | |
| OO LID | | | | |

| | VENUSTECH GROUP INC | 23,000 | 18.450 | 424,350.000 | |
|----------------|---------------------------------------|------------|---------|-----------------|--|
| | EAST MONEY INFORMATION | 92.067 | 22.250 | 1 060 265 750 | |
| | CO LTD | 83,967 | 22.250 | 1,868,265.750 | |
| | LUXSHARE PRECISION | 37,768 | 33 050 | 1 282 222 600 | |
| | INDUSTRY CO LTD | 37,700 | 33.950 | 1,282,223.600 | |
| | LONGI GREEN ENERGY | 47,012 | 61.500 | 2,891,238.000 | |
| | TECHNOLOGY CO LTD | 47,012 | 01.500 | 2,091,230.000 | |
| | HEFEI MEIYA | | | | |
| | OPTOELECTRONIC | 37,570 | 21.770 | 817,898.900 | |
| | TECHNOLOGY INC | | | | |
| | MIDEA GROUP CO LTD | 19,500 | 54.980 | 1,072,110.000 | |
| | CONTEMPORARY AMPEREX | 3,100 | 508.600 | 1,576,660.000 | |
| | TECHNOLOGY CO LTD | 3,100 | 300.000 | 1,070,000.000 | |
| | WUXI APPTEC CO LTD | 12,240 | 93.400 | 1,143,216.000 | |
| | SHENZHEN MINDRAY BIO- | | | | |
| | MEDICAL ELECTRONICS CO | 4,200 | 289.500 | 1,215,900.000 | |
| | LTD | | | | |
| | MING YANG SMART ENERGY | 26,300 | 29.900 | 786,370.000 | |
| | GROUP LTD | 20,000 | | | |
| | CHINA RESOURCES | 12,002 | 50.600 | 607,301.200 | |
| | MICROELECTRONICS LTD | , | | | |
| | NINGBO ORIENT WIRES & | 21,100 | 79.990 | 1,687,789.000 | |
| | CABLES CO LTD | | | | |
| | SPRING AIRLINES CO LTD | 18,500 | 51.970 | 961,445.000 | |
| | ZHEJIANG HUAYOU COBALT | 15,300 | 84.370 | 1,290,861.000 | |
| | CO LTD | | | | |
| | WUXI LEAD INTELLIGENT | 26,440 | 59.640 | 1,576,881.600 | |
| | EQUIPMENT CO LTD | | | | |
| | DASHENLIN PHARMACEUTICAL | 23,184 | 32.220 | 746,988.480 | |
| | GROUP CO LTD | 5.040 | 470.000 | 000 050 400 | |
| | PROYA COSMETICS CO LTD | 5,040 | 176.260 | 888,350.400 | |
| | WILL SEMICONDUCTOR CO | 11,340 | 105.190 | 1,192,854.600 | |
| | CHOTAL HIMAN SECURITIES | | | | |
| | GUOTAI JUNAN SECURITIES CO LTD | 72,300 | 14.450 | 1,044,735.000 | |
| | | | | | |
| | HUIZHOU DESAY SV AUTOMOTIVE CO LTD | 7,900 | 195.000 | 1,540,500.000 | |
| | YUNNAN ENERGY NEW | | | | |
| | MATERIAL CO LTD | 9,400 | 213.980 | 2,011,412.000 | |
| 中国・元 小計 | | 2,131,378 | | 70,987,200.560 | |
| III.C. 07 III. | | 2, 101,010 | | (1,398,518,838) | |
| 合計 | | 2,131,378 | | 1,398,518,838 | |
| — = · | | _, , | | (1,398,518,838) | |
| | | ļ | | , , -/ | |

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(注)

1.各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

EDINET提出書類

アセットマネジメントOne株式会社(E10677)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

2.合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

| | , | 組入株式 | 有価証券の合計金額に |
|------|---------|-------|------------|
| 通貨 | 銘柄数 | 時価比率 | 対する比率 |
| | | (%) | (%) |
| 中国・元 | 株式 54銘柄 | 95.61 | 100.00 |

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2022年8月31日現在

| 資産総額 | 2,829,832,629円 |
|----------------|----------------|
| 負債総額 | 7,690,144円 |
| 純資産総額(-) | 2,822,142,485円 |
| 発行済数量 | 2,120,555,303□ |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.3309円 |

(参考)

中国株式マザーファンド

2022年8月31日現在

| 資産総額 | 1,352,423,285円 |
|----------------|----------------|
| 負債総額 | 0円 |
| 純資産総額(-) | 1,352,423,285円 |
| 発行済数量 | 1,102,855,603□ |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.2263円 |

中国本土株式マザーファンド第2号

2022年8月31日現在

| 資産総額 | 1,450,398,429円 |
|----------------|----------------|
| 負債総額 | 0円 |
| 純資産総額(-) | 1,450,398,429円 |
| 発行済数量 | 316,850,808□ |
| 1口当たり純資産額(/) | 4.5775円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等名簿

該当事項はありません。

(3)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗 することができません。

(6)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均 等に再分割できるものとします。

(7)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

EDINET提出書類

アセットマネジメントOne株式会社(E10677)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払 い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定に よるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
 - (1) 資本金の額(2022年8月31日現在)

資本金の額 20億円

発行する株式総数 100,000株

(普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)

発行済株式総数 40,000株

(普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減:該当事項はありません。

(2)会社の機構(2022年8月31日現在)

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の 過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1.投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運 用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)ならびにその受益証券(受益権)の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2022年8月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。 (親投資信託を除く)

| 基本的性格 | 本数 | 純資産総額(単位:円) |
|------------|-------|--------------------|
| 追加型公社債投資信託 | 26 | 1,465,585,877,674 |
| 追加型株式投資信託 | 809 | 14,673,904,917,819 |
| 単位型公社債投資信託 | 25 | 50,448,515,623 |
| 単位型株式投資信託 | 220 | 1,067,180,543,090 |
| 合計 | 1,080 | 17,257,119,854,206 |

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.委託者の財務諸表及び中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、第37期事業年度の中間会計期間より百万円単位で記載することに変更いたしました。その結果、第36期事業年度の財務諸表の金額については千円未満の端数を、第37期事業年度の財務諸表及び中間財務諸表の金額については百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第37期事業年度(自2021年4月1日至2022年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

| | | 第36期 (2021年3月31日現在) | 第37期 (2022年3月31日現在) |
|------------|------|------------------------|------------------------|
| (資産の部) | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金・預金 | | 36,734 | 31,421 |
| 金銭の信託 | | 25,670 | 30,332 |
| 未収委託者報酬 | | 16,804 | 17,567 |
| 未収運用受託報酬 | | 5,814 | 4,348 |
| 未収投資助言報酬 | | 317 | 309 |
| 未収収益 | | 7 | 5 |
| 前払費用 | | 724 | 1,167 |
| その他 | | 2,419 | 2,673 |
| 流 | 動資産計 | 88,493 | 87,826 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | 1,119 | 1,268 |
| 建物 | | 1 915 | 1 1,109 |
| 器具備品 | | 1 202 | 1 158 |
| 建設仮勘定 | | 0 | - |
| 無形固定資産 | | 3,991 | 4,561 |
| ソフトウエア | | 2,878 | 3,107 |
| ソフトウエア仮勘定 | | 1,109 | 1,449 |
| 電話加入権 | | 3 | 3 |
| 投資その他の資産 | | 11,153 | 10,153 |
| 投資有価証券 | | 261 | 241 |
| 関係会社株式 | | 5,299 | 5,349 |
| 長期差入保証金 | | 1,324 | 1,102 |
| 繰延税金資産 | | 3,676 | 3,092 |
| その他 | | 591 | 367 |
| 固 | 定資産計 | 16,264 | 15,983 |
| 資産合計 | | 104,757 | 103,810 |

| | | (羊位・日/川」) |
|--------------|----------------|----------------|
| | 第36期 | 第37期 |
| (負債の部) | (2021年3月31日現在) | (2022年3月31日現在) |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 3,730 | 1,445 |
| 未払金 | 7,337 | 7,616 |
| 未払収益分配金 | 0 | 0 |
| 未払償還金 | 9 | 9 |
| 未払手数料 | 6,889 | 7,430 |
| その他未払金 | 437 | 175 |
| 未払費用 | 9,713 | 8,501 |
| 未払法人税等 | 4,199 | 2,683 |
| 未払消費税等 | 2,106 | 1,330 |
| 賞与引当金 | 1,789 | 1,933 |
| 役員賞与引当金 | 76 | 69 |
| 流動負債計 | 28,954 | 23,581 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 2,292 | 2,507 |
| 時効後支払損引当金 | 157 | 147 |
| 固定負債計 | 2,450 | 2,655 |
| 負債合計 | 31,404 | 26,236 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000 | 2,000 |
| 資本剰余金 | 19,552 | 19,552 |
| 資本準備金 | 2,428 | 2,428 |
| その他資本剰余金 | 17,124 | 17,124 |
| 利益剰余金 | 51,800 | 56,020 |
| 利益準備金 | 123 | 123 |
| その他利益剰余金 | 51,676 | 55,896 |
| 別途積立金 | 31,680 | 31,680 |
| 繰越利益剰余金 | 19,996 | 24,216 |
| 株主資本計 | 73,353 | 77,573 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 0 | 0 |
| 評価・換算差額等計 | 0 | 0 |
| 純資産合計 | 73,353 | 77,573 |
| 負債・純資産合計 | 104,757 | 103,810 |

(2)【損益計算書】

| | 第36期 (自 2020年4月1日 | | 第37期 (自 2021年4月1日 | |
|--|----------------------|---------|----------------------|---------|
| | 至 2021年3月 | 月31日) | 至 2022年3 | 月31日) |
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | 89,905 | | 108,563 | |
| 運用受託報酬 | 17,640 | | 16,716 | |
| 投資助言報酬 | 1,103 | | 1,587 | |
| その他営業収益 | 781 | | 12 | |
| 営業収益計 | | 109,430 | | 126,879 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | 37,003 | | 45,172 | |
| 広告宣伝費 | 424 | | 391 | |
| 公告費 | 0 | | 0 | |
| 調査費 | 30,794 | | 36,488 | |
| 調査費 | 11,302 | | 10,963 | |
| 委託調査費 | 19,491 | | 25,525 | |
| 委託計算費 | 543 | | 557 | |
| 営業雑経費 | 938 | | 842 | |
| 通信費 | 46 | | 35 | |
| 印刷費 | 680 | | 606 | |
| 協会費 | 71 | | 66 | |
| 諸会費 | 23 | | 26 | |
| 支払販売手数料 | 116 | | 106 | |
| 営業費用計 | | 69,704 | | 83,453 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | 10,586 | | 10,377 | |
| 役員報酬 | 163 | | 168 | |
| 給料・手当 | 9,030 | | 8,995 | |
| 賞与 | 1,392 | | 1,213 | |
| 交際費 | 8 | | 6 | |
| 寄付金 | 7 | | 15 | |
| 旅費交通費 | 50 | | 40 | |
| 租税公課 | 912 | | 367 | |
| 不動産賃借料 | 1,499 | | 1,674 | |
| 退職給付費用 | 524 | | 495 | |
| 固定資産減価償却費 | 1,078 | | 1,389 | |
| 福利厚生費 | 44 | | 42 | |
| 修繕費 | 0 | | 0 | |
| 賞与引当金繰入額 (4月) 2000年 (4 | 1,789 | | 1,933 | |
| 役員賞与引当金繰入額 | 76 | | 69 | |
| 機器リース料 | 0 | | 0 | |
| 事務委託費 | 3,793 | | 3,901 | |
| 事務用消耗品費 | 68 | | 45 | |
| 器具備品費 | 0 | | 0 | |
| 諸経費 | 152 | 20 504 | 217 | 20 E70 |
| 一般管理費計 | | 20,594 | | 20,578 |
| 営業利益 | | 19,132 | | 22,848 |

| | 第36 (自 2020年 至 2021年 | | (| 第3 自 2021 至 2022 | |
|--------------|----------------------------|----------|---|------------------------|-----------|
| 営業外収益 | <u> </u> | 10,30.11 | | <u> </u> | 10/30/14/ |
| 受取利息 | 27 | | | 13 | |
| 受取配当金 | 2 | | 1 | 559 | |
| 時効成立分配金・償還金 | 0 | | - | 0 | |
| 為替差益 | 7 | | | 7 | |
| 金銭の信託運用益 | 1,229 | | | _ | |
| 維収入 | 13 | | | 19 | |
| 時効後支払損引当金戻入額 | 13 | | | 10 | |
| 営業外収益計 | | 1,293 | | | 610 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 投資信託償還損 | 0 | | | - | |
| 金銭の信託運用損 | - | | | 743 | |
| 早期割増退職金 | 48 | | | 20 | |
| 雑損失 | 0 | | | - | |
| 営業外費用計 | | 48 | | | 764 |
| 経常利益 | | 20,376 | | | 22,694 |
| 特別利益 | | | | | |
| 固定資産売却益 | - | | | 0 | |
| 特別利益計 | | - | | | 0 |
| 特別損失 | | | | | |
| 固定資産除却損 | 1 | | | 5 | |
| 投資有価証券売却損 | - | | | 6 | |
| ゴルフ会員権売却損 | - | | | 3 | |
| オフィス再編費用 | - | | 2 | 509 | |
| 特別損失計 | | 1 | | | 525 |
| 税引前当期純利益 | | 20,375 | | | 22,169 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 7,418 | | | 6,085 |
| 法人税等調整額 | | 1,168 | | | 584 |
| 法人税等合計 | | 6,249 | | | 6,669 |
| 当期純利益 | | 14,125 | | | 15,499 |

(3)【株主資本等変動計算書】

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

| | | | | | | | | ` | TE (D/313 / |
|-----------------------------|-------|-------|----------|-------------|-----------|--------|-------------|-------------|--------------|
| | | 株主資本 | | | | | | | |
| | | | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | | | | | | その他和 | 引益剰余金 | | 株主資本 |
| | 資本金 | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益 準備金 | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | 合計 |
| 当期首残高 | 2,000 | 2,428 | 17,124 | 19,552 | 123 | 31,680 | 17,871 | 49,674 | 71,227 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 12,000 | 12,000 | 12,000 |
| 当期純利益 | | | | | | | 14,125 | 14,125 | 14,125 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | | | | | | | | | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 2,125 | 2,125 | 2,125 |
| 当期末残高 | 2,000 | 2,428 | 17,124 | 19,552 | 123 | 31,680 | 19,996 | 51,800 | 73,353 |

| | 評価・換 | 算差額等 | |
|-----------------------------|----------------------|----------------|-----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 純資産 合計 |
| 当期首残高 | 0 | 0 | 71,227 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 12,000 |
| 当期純利益 | | | 14,125 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | 0 | 0 | 0 |
| 当期変動額合計 | 0 | 0 | 2,125 |
| 当期末残高 | 0 | 0 | 73,353 |

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

| | | 株主資本 | | | | | | | |
|-----------------------------|-------|-------|-----------|----------|-----------|-----------|-------------|-------------|--------|
| | | | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | |
| | | | | | | その他和 | 引益剰余金 | | 株主資本 |
| | 資本金 | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益 準備金 | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | 合計 |
| 当期首残高 | 2,000 | 2,428 | 17,124 | 19,552 | 123 | 31,680 | 19,996 | 51,800 | 73,353 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 11,280 | 11,280 | 11,280 |
| 当期純利益 | | | | | | | 15,499 | 15,499 | 15,499 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | | | | | | | | | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 4,219 | 4,219 | 4,219 |
| 当期末残高 | 2,000 | 2,428 | 17,124 | 19,552 | 123 | 31,680 | 24,216 | 56,020 | 77,573 |

| | 評価・換 | 算差額等 | |
|-----------------------------|----------------------|----------------|-----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 純資産 合計 |
| 当期首残高 | 0 | 0 | 73,353 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 11,280 |
| 当期純利益 | | | 15,499 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | 0 | 0 | 0 |
| 当期変動額合計 | 0 | 0 | 4,219 |
| 当期末残高 | 0 | 0 | 77,573 |

重要な会計方針

| 1. 有価証券の評価基準及び評価 方法 | (1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法 |
|------------------------------|---|
| 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3. 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 8~18年 器具備品 2~20年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 |
| 4. 外貨建の資産及び負債の本邦 通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換 算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 5. 引当金の計上基準 | (1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支 給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給 見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、 当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度 末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤 務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (4)時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 |

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投 6. 収益及び費用の計上基準 資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる 場合があります。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産 総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信 託によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の 経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資 信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、 確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取りま す。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるとい う前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識 しております。 (3)投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、 確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は4回受取りま す。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるとい う前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識 しております。 (4)成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のべ ンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運 用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報 酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しておりま

す。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっておりま

(会計上の見積りの変更)

第37期

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社は、当事業年度において、新しい働き方を踏まえたオフィスレイアウトの見直しを決定しました。これに伴い、当事業年度において、本社オフィスに係る内部造作物等の有形固定資産の見積耐用年数の見直しを行い、将来にわたり変更しております。また、本社オフィスの不動産賃借契約に伴う原状回復義務として認識していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用及び使用見込期間の見積の変更を行っております。これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ334百万円減少しております。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。当該会計方針の変更による影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。当該会計方針の変更による影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分法相当額を純額で計上する 組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2)適用予定日

当社は、当該会計基準等を2022年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

| | 第36期 (2021年3月31日現在) | 第37期 (2022年3月31日現在) |
|------|------------------------|------------------------|
| 建物 | 407 | 415 |
| 器具備品 | 978 | 966 |

(損益計算書関係)

1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

| | 第36期 | 第37期 |
|-------|---------------|---------------|
| | (自 2020年4月 1日 | (自 2021年4月 1日 |
| | 至 2021年3月31日) | 至 2022年3月31日) |
| 受取配当金 | - | 543 |

2.オフィス再編費用

オフィス再編費用は、主に本社オフィスレイアウトの見直しによるものです。

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 24,490 | - | - | 24,490 |
| A種種類株式 | 15,510 | - | - | 15,510 |
| 合計 | 40,000 | - | - | 40,000 |

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配 当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------|------------|-----------------|--------------------|------------|------------|
| 2020年6月17日 | 普通株式 | | | | |
| 定時株主総会 | A種種類 株式 | 12,000 | 300,000 | 2020年3月31日 | 2020年6月18日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| (=) <u>= </u> | | | | | | |
|---|------------------------|-----------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 決議 | 株式の 種類 | 配当の 原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当 額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
| 2021年6月16日 定時株主総会 | 普通 株式 A種種 類株式 | 利益剰余金 | 11,280 | 282,000 | 2021年3月31日 | 2021年6月17日 |

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 24,490 | - | - | 24,490 |
| A種種類株式 | 15,510 | - | - | 15,510 |
| 合計 | 40,000 | - | - | 40,000 |

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配 当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------|------------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2021年6月16日 | 普通株式 | 11 200 | 202 000 | 2024年2日24日 | 2021年6日17日 |
| 定時株主総会 | A種種類 株式 | 11,280 | 282,000 | 2021年3月31日 | 2021年6月17日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2022年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

| 決議 | 株式の 種類 | 配当の 原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当 額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|------------------------|-----------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2022年6月16日 定時株主総会 | 普通 株式 A種種 類株式 | 利益剰余金 | 12,360 | 309,000 | 2022年3月31日 | 2022年6月17日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託 及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引)を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券(投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、 発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引 先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制として います。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及び リスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、 十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第36期(2021年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-----------------------|-------------------|-------------|-------------|
| (1)金銭の信託 (2)投資有価証券 | 25,670 | 25,670 | |
| その他有価証券 | 1 | 1 | - |
| 資産計 | 25,672 | 25,672 | - |

第37期(2022年3月31日現在)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------|----------|--------|-------|
| | (百万円) | (百万円) | (百万円) |
| (1)金銭の信託 (2)投資有価証券 | 30,332 | 30,332 | - |
| その他有価証券 | 1 | 1 | - |
| 資産計 | 30,334 | 30,334 | - |

(注1)現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため 時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 第36期(2021年3月31日現在)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----------------------------|--------|---------|----------|-------|
| | (百万円) | (百万円) | (百万円) | (百万円) |
| (1)現金・預金 | 36,734 | - | - | - |
| (2)金銭の信託 | 25,670 | - | - | - |
| (3)未収委託者報酬 | 16,804 | - | - | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 5,814 | - | - | - |
| (5)投資有価証券 その他有価証券(投資信託) | - | 1 | - | - |
| 合計 | 85,024 | 1 | - | - |

第37期(2022年3月31日現在)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----------------------------|--------|---------|----------|-------|
| | (百万円) | (百万円) | (百万円) | (百万円) |
| (1)現金・預金 | 31,421 | - | - | - |
| (2)金銭の信託 | 30,332 | - | - | - |
| (3)未収委託者報酬 | 17,567 | - | - | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 4,348 | - | - | - |
| (5)投資有価証券 その他有価証券(投資信託) | - | 1 | - | - |
| 合計 | 83,670 | 1 | - | - |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

| 区分 | 時価 (百万円) | | | | |
|-----------|------------|-------|------|-------|--|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 | |
| (1)金銭の信託 | - | 6,932 | - | 6,932 | |
| (2)投資有価証券 | - | - | - | - | |
| その他有価証券 | - | - | - | - | |
| 資産計 | - | 6,932 | - | 6,932 | |

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は、金銭の信託23,399百万円、投資有価証券1百万円となります。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相 手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、2.金融商品の時価等に関する事項及び3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

| | | | (11/11) |
|---|----------------|----------------|----------------|
| | | 第36期 | 第37期 |
| | | (2021年3月31日現在) | (2022年3月31日現在) |
| 投 | 資有価証券(その他有価証券) | | |
| = | 非上場株式 | 259 | 239 |
| 関 | 係会社株式 | | |
| = | 非上場株式 | 5,299 | 5,349 |
| | | 5,299 | 5,34 |

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(第36期の貸借対照表計上額5,299百万円、第37期の貸借対照表計上額5,349百万円) については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価 との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第36期(2021年3月31日現在)

(百万円)

| 区分 | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------|------------------------|------|----|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 投資信託 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 投資信託 | 1 | 2 | 0 |
| 小計 | 1 | 2 | 0 |
| 合計 | 1 | 2 | 0 |

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額259百万円)については、市場価格がないことから、上表に 含めておりません。

第37期(2022年3月31日現在)

(百万円)

| 区分 | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | |
|--------------------------|------------------------|------|----|--|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | | |
| 株式 | - | - | - | |
| 投資信託 | - | - | - | |
| 小計 | - | - | - | |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | | |
| 株式 | - | - | - | |
| 投資信託 | 1 | 2 | 0 | |
| 小計 | 1 | 2 | 0 | |
| 合計 | 1 | 2 | 0 | |

⁽注)非上場株式(貸借対照表計上額239百万円)については、市場価格がないことから、上表に 含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------|-------|---------|---------|
| | (百万円) | (百万円) | (百万円) |
| 投資信託 | 0 | - | 0 |

⁽注)投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、償還によるものであります。

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|----|-------|---------|---------|
| | (百万円) | (百万円) | (百万円) |
| 株式 | 13 | • | 6 |

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円) 第36期 第37期 (自 2020年4月1日 (自 2021年4月1日 至 2021年3月31日) 至 2022年3月31日) 退職給付債務の期首残高 2,422 2,479 303 勤務費用 295 利息費用 2 2 数理計算上の差異の発生額 4 14 退職給付の支払額 245 185 過去勤務費用の発生額 1 その他 退職給付債務の期末残高 2.479 2,576

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(百万円) 第37期 第36期 (2021年3月31日現在) (2022年3月31日現在) 非積立型制度の退職給付債務 2.479 2,576 2,576 未積立退職給付債務 2,479 未認識数理計算上の差異 84 35 未認識過去勤務費用 102 33 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 2,507 2,292 退職給付引当金 2,292 2,507 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 2,292 2,507

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | _ | (白万円) |
|-----------------|---------------|---------------|
| | 第36期 | 第37期 |
| | (自 2020年4月1日 | (自 2021年4月1日 |
| | 至 2021年3月31日) | 至 2022年3月31日) |
| 勤務費用 | 303 | 295 |
| 利息費用 | 2 | 2 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 41 | 34 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 69 | 69 |
| その他 | 7 | 3 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 409 | 398 |

⁽注)上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において48百万円、当事業年度に おいて20百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 第36期 | 第37期 |
|-------|----------------|----------------|
| | (2021年3月31日現在) | (2022年3月31日現在) |
| 割引率 | 0.09% | 0.09% |
| 予想昇給率 | 1.00% ~ 3.76% | 1.00% ~ 3.76% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度100百万円、当事業年度97百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第36期 | 第37期 |
|-----------------|----------------|----------------|
| | (2021年3月31日現在) | (2022年3月31日現在) |
| 繰延税金資産 | (百万円) | (百万円) |
| 未払事業税 | 260 | 156 |
| 未払事業所税 | 10 | 10 |
| 賞与引当金 | 547 | 592 |
| 未払法定福利費 | 92 | 92 |
| 運用受託報酬 | 1,410 | 845 |
| 資産除去債務 | 18 | 13 |
| 減価償却超過額(一括償却資産) | 25 | 12 |
| 減価償却超過額 | 51 | 58 |
| 繰延資産償却超過額(税法上) | 301 | 292 |
| 退職給付引当金 | 701 | 767 |
| 時効後支払損引当金 | 48 | 45 |
| ゴルフ会員権評価損 | 7 | 7 |
| 関係会社株式評価損 | 166 | 166 |
| 投資有価証券評価損 | 28 | 28 |
| その他 | 3 | 2 |
| その他有価証券評価差額金 | 0 | 0 |
| 繰延税金資産小計 | 3,676 | 3,092 |
| 評価性引当額 | | |
| 繰延税金資産合計 | 3,676 | 3,092 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | <u> </u> | <u> </u> |
| 繰延税金負債合計 | | <u> </u> |
| 繰延税金資産の純額 | 3,676_ | 3,092_ |

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当社(以下「AMOne」という)は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社 (以下「DIAM」という)、みずほ投信投資顧問株式会社(以下「MHAM」という)、みずほ信託銀行株式 会社(以下「TB」という)及び新光投信株式会社(以下「新光投信」という)(以下総称して「統合4 社」という)間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

| 結合当事企業 | DIAM | MHAM | MHAM TB | | |
|--------|----------------------|------|----------------------|----------|--|
| 事業の内容 | 投資運用業務、投 資助言・代理業務 | | 信託業務、銀行業 務、投資運用業務 | DECEMBER | |

2.企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、 TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、 DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ(以下「MHFG」という)及び第一生命ホールディングス株式会社(以下「第一生命」という)の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6.合併比率

「3.企業結合の方法」 の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

| 9 · ** / / / / / / / / / / / / / / / / / / | | 1 0 2 1 0 1 0 1 |
|---|----------|-----------------|
| ۵ | DIAM | MHAM |
| 会社名 | (存続会社) | (消滅会社) |
| 合併比率(*) | 1 | 0.0154 |

^(*)普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率(議決権比率)

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00% MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00% MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00% なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3.企業結合の方法」 の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10.会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3.企業結合の方法」 の吸収合併及び の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、 の吸収合併については逆取得として処理しております。

- 11.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項
 - (1)被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 MHAMの普通株式 144,212百万円 取得原価 144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれんの金額 76,224百万円

b.発生原因 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた 負債の純額と取得原価との差額によります。

c.のれんの償却方法及び償却期間 20年間の均等償却

(3)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a.資産の額 資産合計 40.451百万円

うち現金・預金 11,605百万円 うち金銭の信託 11,792百万円

b.負債の額 負債合計 9,256百万円

うち未払手数料及び未払費用 4,539百万円

- (注)顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額 には含まれておりません。
- (4)のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額 53,030百万円

b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産 53,030百万円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産 16.9年

12.被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1)貸借対照表項目

| | 第36期 | 第37期 |
|------|----------------|----------------|
| | (2021年3月31日現在) | (2022年3月31日現在) |
| 流動資産 | - 百万円 | - 百万円 |
| 固定資産 | 84,609百万円 | 76,763百万円 |
| 資産合計 | 84,609百万円 | 76,763百万円 |
| 流動負債 | - 百万円 | - 百万円 |
| 固定負債 | 5,570百万円 | 4,740百万円 |
| 負債合計 | 5,570百万円 | 4,740百万円 |
| 純資産 | 79,038百万円 | 72,022百万円 |

(注)固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん59,074百万円55,263百万円顧客関連資産29,793百万円25,175百万円

(2)損益計算書項目

| | 第36期 | 第37期 |
|---------------|---------------|---------------|
| | (自 2020年4月1日 | (自 2021年4月1日 |
| | 至 2021年3月31日) | 至 2022年3月31日) |
| 営業収益 | - 百万円 | - 百万円 |
| 営業利益 | 8,823百万円 | 8,429百万円 |
| 経常利益 | 8,823百万円 | 8,429百万円 |
| 税引前当期純利益 | 8,823百万円 | 8,429百万円 |
| 当期純利益 | 7,288百万円 | 7,015百万円 |
| 1株当たり当期純利益 | 182,220円85銭 | 175,380円68銭 |
| (注)営業利益には、のれん | 及び顧客関連資産の償却額が | が含まれております。 |
| のれんの償却額 | 3,811百万円 | 3,811百万円 |
| 顧客関連資産の償却額 | 5,016百万円 | 4,618百万円 |

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の 負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、その うち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当事業年度の収益の構成は次の通りです。

第37期

(自 2021年4月1日

至 2022年3月31日)

委託者報酬 108,259百万円 運用受託報酬 14,425百万円 投資助言報酬 1,587百万円 成功報酬(注) 2,594百万円 その他営業収益 12百万円 合計 126,879百万円

(注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)及び第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)親会社及び法人主要株主等 第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 該当はありません。

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 該当はありません。

(2)子会社及び関連会社等 第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 該当はありません。

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第36期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

| _ | 2W3 (H = | | <u>, </u> | | | <u></u> | | | | | |
|----|-------------------|-----------------|--|------------|-----------|---------|-----|----------------------|-------|-----------|-------|
| | 会社等の | 住所 | | 事業の 内容又 | | | 系内容 | 用この中容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
| 属性 | 名称 名称 | | | は職業 | 有(被 | 役員の | | 取引の内容 | (百万円) | 141 | (百万円) |
| = | | | | | 所有) 割合 | 兼任等 | の関係 | | | | |
| 社 | 株式会社 みずほ銀 行 | 東京都 千代田 区 | 14,040 億円 | 銀行業 | 1 | 1 | | 投資信託の 販売代行手 数料 | | 未払 手数料 | 1,457 |
| 1 | みずほ証 券株式会 社 | | | 証券業 | - | - | | 投資信託の 販売代行手 数料 | | 未払 手数料 | 2,524 |

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

| = | <u>' 771) (17 - 1</u> | | <u> </u> | | | | | | | | |
|-----|------------------------|----|----------|------------|-----------|-------------|------------|----------------------|---------------|-----------|---------------|
| | 会社学の | 冷に | | 事業の | | | 系内容 | 即己の中容 | 邢门合宛 | 和日 | 如士廷吉 |
| 属性 | 会社等の 名称 | 住所 | | 内容又 は職業 | 有(被 | 役員の 兼任等 | 事業上 の関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
| 1± | | | | | 所有) 割合 | ボロサ | の対対が | | | | |
| 会社 | 株式会社 みずほ銀 行 | | | 銀行業 | - | - | | 投資信託の 販売代行手 数料 | | 未払 手数料 | 1,592 |
| 1 1 | みずほ証 券株式会 社 | | | 証券業 | - | - | | 投資信託の 販売代行手 数料 | - | 未払 手数料 | 2,651 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2)上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれており ます。

- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1)親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ (東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません

(1株当たり情報)

| | 第36期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 1,833,828円44銭 | 1,939,327円79銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 353,145円08銭 | 387,499円36銭 |

- (注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載して おりません。
- (注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第36期 (自 2020年4月1日 | 第37期 (自 2021年4月1日 |
|--------------------------------|----------------------|----------------------|
| | 至 2021年3月31日) | 至 2022年3月31日) |
| 当期純利益金額 | 14,125百万円 | 15,499百万円 |
| 普通株主及び普通株主と同等の株 主に帰属しない金額 | - | • |
| 普通株式及び普通株式と同等の株 式に係る当期純利益金額 | 14,125百万円 | 15,499百万円 |
| 普通株式及び普通株式と同等の株 式の期中平均株式数 | 40,000株 | 40,000株 |
| (うち普通株式) | (24,490株) | (24,490株) |
| (うちA種種類株式) | (15,510株) | (15,510株) |

(注1)A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を 有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は、アストマックス株式会社からPayPayアセットマネジメント株式会社(以下「PPAM」といいます。)の発行済株式の49.9%を2022年8月1日付で譲り受けており、同日付でPPAMは委託会社の関連会社となりました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

| 名称 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
|-------|---------------------------|
| 資本金の額 | 324,279百万円 (2022年3月末日現在) |
| 事業の内容 | 日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。 |

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

| 名 称 | 資本金の額 | 事業の内容 |
|----------------------|----------|---------------------|
| | (単位:百万円) | |
| 株式会社肥後銀行 | 18,128 | 日本において銀行業務を営んでおります。 |
| フィゼロ红光サナムカイ(4) | 2, 202 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 |
| アイザワ証券株式会社(1) | 3,000 | 品取引業を営んでおります。 |
| 。 カブコノ紅光世子人社 | 7 400 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 |
| a u カブコム証券株式会社 | 7,196 | 品取引業を営んでおります。 |
| いたとし気券性学会社(一4) | 14 577 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 |
| いちよし証券株式会社(1) | 14,577 | 品取引業を営んでおります。 |
| 永和証券株式会社 | 500 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 |
| · 水仙证分体以云位 | 500 | 品取引業を営んでおります。 |
| 株式会社SBI証券 | 48,323 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 |
| 休込云位3 D I 証分 | 40,323 | 品取引業を営んでおります。 |
| 岡安証券株式会社 | 650 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 |
| 一 | 030 | 品取引業を営んでおります。 |
| 長野證券株式会社 | 600 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 |
| 区打进方体10公社 | 000 | 品取引業を営んでおります。 |
| 木村証券株式会社 | 500 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 |
| 小竹山町万小小工(公)工 | 300 | 品取引業を営んでおります。 |
| 九州FG証券株式会社 | 3,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 |
| 76/11 0 服务标式会社 | 3,000 | 品取引業を営んでおります。 |
| 極東証券株式会社 | 5,251 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 |
| 1型不能力 1小工(乙)工 | 0,201 | 品取引業を営んでおります。 |
| 岩井コスモ証券株式会社 | 13,500 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 |
| 11/11/11/11/11/11/11 | 10,000 | 品取引業を営んでおります。 |
| 静岡東海証券株式会社 | 600 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 |
| 67门水/马皿为 1/12/公 江 | | 品取引業を営んでおります。 |
| 新大垣証券株式会社 | 175 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 |
| かいくくこれに ノノ ハイン 八二十 | 170 | 品取引業を営んでおります。 |
| みずほ証券株式会社(1) | 125,167 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 |
| | 120, 107 | 品取引業を営んでおります。 |

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

| 北洋証券株式会社 | 3,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。 |
|----------------|-------------|--------------------------------------|
| 大熊本証券株式会社 | 343 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。 |
| 大山日ノ丸証券株式会社 | 215 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。 |
| 楽天証券株式会社 | (2) 17,495 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。 |
| 東海東京証券株式会社 | 6,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。 |
| 東武証券株式会社 | 420 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。 |
| フィリップ証券株式会社 | 950 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。 |
| 西村証券株式会社 | 500 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。 |
| マネックス証券株式会社 | 12,200 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。 |
| 野村證券株式会社(1) | 10,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。 |
| ばんせい証券株式会社 | 1,558 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。 |
| ひろぎん証券株式会社(1) | 5,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。 |
| フィデリティ証券株式会社 | 11,758 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。 |
| 岡三にいがた証券株式会社 | 852 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。 |
| 三木証券株式会社 | 500 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。 |
| リテラ・クレア証券株式会社 | 3,794 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。 |
| 水戸証券株式会社 | 12,272 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。 |
| 三豊証券株式会社 | 300 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商 品取引業を営んでおります。 |

(注)資本金の額は2022年3月末日現在

- (1)新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。
- (2) 2021年12月31日現在

2【関係業務の概要】

「受託会社」は以下の業務を行います。

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- (1)委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2)投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1)募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

該当事項はありません。

持株比率5%以上を記載します。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。
 - ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - ・詳細情報の入手方法

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など 請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されてい る旨

- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合には その旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。
- (3)投資信託説明書(請求目論見書)に約款の全文を掲載します。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

> EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 丘本 正彦

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成 し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正 に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す ると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2022年9月30日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新成長中国株式ファンドの2021年8月3日から202年8月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新成長中国株式ファンドの2022年8月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査 法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上 の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- (注2) XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。